

相模湖公園・相模湖漕艇場 事業計画書（目次）

1 サービスの向上

- (1) 「指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等」・・・提案書 1
- (2) 「業務の一部を委託する場合の考え方、業務内容等」・・・提案書 2
- (3) 「施設の維持管理」・・・提案書 3
 - <付属書類>年間維持管理計画表
- (4) 「利用促進のための取組」・・・提案書 4
- (5) 「自主事業の内容等」・・・提案書 5
- (6) 「利用料金の設定・減免の考え方」・・・提案書 6
- (7) 「利用者対応・サービス向上の取組」・・・提案書 7
- (8) 「日常の事故防止、緊急時の対応」・・・提案書 8
- (9) 「急病人及び新型コロナウイルス等への対応」・・・提案書 9
- (10) 「災害への対応（事前、発生時）」・・・提案書 10
- (11) 「地域と連携した魅力ある施設づくり」・・・提案書 11

2 管理経費の節減等

<付属書類>

ア 収支計画書

イ 収入積算内訳書

3 団体の業務遂行能力

- (12) 「人的な能力、執行体制」・・・提案書 12
- (13) 「財政的な能力」・・・提案書 13
- (14) 「コンプライアンス、社会貢献」・・・提案書 14
- (15) 「事故・不祥事への対応、個人情報保護」・・・提案書 15
- (16) 「これまでの実績」・・・提案書 16

1 サービスの向上

提案書1「指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等」

(1) 指定管理業務全般を通じた団体等の総合的な運営方針、考え方

相模湖公園は、昭和22年の相模ダム完成を受け、昭和24年に都市計画が決定され、地域住民とダム地域の振興を目的として整備されました。昭和26年に供用開始した本公園の歴史的役割を踏まえ、地域と共存し、相模湖地域の拠点施設として観光客を迎える魅力ある公園の管理運営を進めます。又本公園の周辺には全国的に知名度のあるレジャー施設、相模湖リゾートプレジャーフォレストを始め、県立相模湖交流センターなどの集客施設があります。これらの施設とも連携をとり、レジャー、文化の拠点と位置付け全国的に知名度のある相模湖の利を活かし、インターネット等利用して広範囲に発信し利用率の向上を図ります。

相模湖公園は相模原市広域応援活動拠点と指定されており、災害時には協力をしてまいります。

管理運営の方針として、「地域と共存し、多くの観光客が訪れる魅力ある公園」の実現に向けた管理運営の推進を図ります。

本公園の管理運営に当たっては、相模湖の湖畔にある美しい眺望と親水性を有する公園、ボート・カヌー競技のメッカとして、多くの県民に親しまれる公園とすることを基本とします。

基本方針の具体化に向け、緑地、空間及び施設の適切な保全を目指すと共に、維持管理運営においては、相模湖公園の実情や特殊性を踏まえ、次のような対応を図ります。

【相模湖公園】

ア 公園施設や設備については、清潔かつ正常に機能し、利用者が安全で快適に利用できるよう、その機能や特性を十分に理解したうえで適正な管理を行います。

イ 緑陰効果をもつ高木や、休息、遊戯等多様な活動に利用できる芝生箇所の維持、四季折々の花の植栽など、安らぎのある空間づくりに努めます。

ウ 利用者が山と湖に面した園内で十二分に自然を満喫できるよう、地元木材を利用したイスを設置し安らぎの場所づくりに努めます。



エ 利用者等の声に耳を傾けるとともに、湖畔商店会、相模湖遊船協同組合などの地域市民団体等と意見交換を行い、新たな利用者の開拓に向け、既存の公園施設や周辺環境をより効果的に活用した運営を行うとともに、関連機関との連携した観光キャンペーンを強化することで、利用者の拡大を図ります。

【相模湖漕艇場】

ア 相模湖漕艇場は、神奈川県立相模湖漕艇場条例第3条に定める「ボートの競技等を通じて県民のスポーツ振興を図る」と定める設置目的を前提に、利用者に愛され、信頼される施設運営を目指します。

イ 本施設が、地方自治法に基づく「公の施設」(第244条)であることを鑑み、利

用承認に当たっては、不当で不公正な取り扱いのないよう留意し、神奈川県立相模湖漕艇場条例の規定により適切な管理運営を行います。

ウ 管理者及び湖面利用者の方々と円滑な連携と、漕艇場利用者と公園利用者の調整を図りながら、安心して利用していただけるような施設運営に努めています。



エ 漕艇場の設置目的を踏まえ、県民へのボート競技の振興と生涯体育の観点から、特定非営利活動法人神奈川県ボート協会（以降「NPO 法人神奈川県ボート協会」と称す）の特性を最大限に発揮し、県民・市民を対象とした自主事業（ボート教室等）の開催や、使用されていない艇の廃棄処分を行い、新たに保管艇等のスペースを設けて有効利用し、利用料の増を図ります。

オ 利用者の開場時間への配慮

春夏秋期：4月1日から9月30日 午前7時00分～午後7時00分

カ 早朝の開場時間については、利用者から申し出（合宿等）の希望があった場合には、その対応を図りたいと思います。

（2）相模湖公園と相模湖漕艇場の一体的な管理運営に当たっての基本的な考え方 【共通】

県立都市公園・相模湖公園と相模湖漕艇場施設一体化の設置目的を踏まえ、様々な特色と、優美な自然と、湖に囲まれた相模湖公園と相模湖漕艇場の管理を一体化で、お客様に喜ばれる魅力ある公園にします。

ボート競技等を通して、県民のスポーツ振興を目的とした施設にマッチした当公園を一体化にて管理することで、より効果的に公園管理ができ、今まで以上の快適で利用しやすい公園管理を図ります。

ア 一体化にすることで相模湖漕艇場関係行事、相模湖公園関係行事に対してお互い関わり合い一緒の中、スムーズな運営が出来ます。

イ お互いに公園内の内容を熟知している職員が協力し合うことで、より効果が得られ充実した対応ができ、その結果サービス向上及び経費等の節減が図れます。

ウ また、特に非常時等の対応につきましては、所管は違いますが現場では一体的に協力し合い、来客者に対してより一層の安全で安心な対応が図れます。

エ 維持管理事務についても、同一項目が一体化になることで、事務の合理化が図れます。

オ 事業を実施するに当たり、PR活動等について、今まで以上の幅広い宣伝が可能になり、更に活性化が図れます。

カ 施設の維持について、同種の内容の保守点検（電気設備、防火設備、水道設備等）を一体化することで経費の節減が図れます。

キ トイレ清掃を一体化にすることで、経費の節減が図れます。

ク 一体化することで、職員が来客者に対して、全体を通してわかりやすく対応でき利用しやすくなります。

ケ ボート利用の際、湖上等で事故（転覆、船同士衝突等）が起きた場合に、職員相互の協力で、素早い対応が可能になります。

コ 障がい者のボート練習に際して、職員が協力し合い多数で準備等の対応が出来ます。

(3) 両施設固有の価値や特性を踏まえた管理運営方針

相模湖の湖岸にある美しい眺望と親水性を有する公園、ボート、カヌー競技のメッカとして又観光地として広く県民に親しまれる公園とすることを基本方針とします。

そして、緑地、空間及び施設の適切な保全を目指すと共に維持管理運営においては、相模湖公園の実情や特殊性を踏まえ以下のような対応を図ります。

施設や設備については、その機能や特性十分理解して、清潔かつ正常に機能し、利用者が安全で快適に利用できるよう適正な管理を行うこととします。

緑陰効果を持つ高木や、休息や展望、遊戯等の多様な活動の受け皿となる芝生の維持と共に、花の植栽など、安らぎのある空間作りに努めることとします。

ガラスのカスケードなどの設備については、その機能や特性を十分理解したうえで清潔かつ正常に機能し、利用者が安全で快適に利用できるよう適正な管理を行うこととします。

利用者や市民団体との情報交換を図りながら、維持管理業務を行うこととします。地元関係者が一丸となった管理運営により、魅力と活力ある公園の実現を目指します。

昭和63年から平成6年にかけて実施された、相模湖公園のリニューアル事業に於いて、本公園は見違えるほどの変化を遂げ、訪れた人々には高く評価される近代的で魅力ある公園となり、地元旧相模湖住民の誇りとなっています。

当公園の維持管理に於いて、設備、植栽等の基盤施設の維持向上に努めるとともに、地域関係者の協力やさまざまなアイデアの取り込みを図りながら、地域一丸となって、公園施設を大事に魅力ある公園として、維持管理をしていきます。

ア 地域との連携・地元小学生、県立津久井養護学校生等と連携した園内清掃、地元桂北小学校生徒が実施している公園花壇への花の植え付け及び管理、園内清掃活動等今後も引き続き実施します。



イ 地域自治会及び湖畔商店街、相模原市等関係機関による相模湖湖畔地域観光振興計画の具体化、平成23年検討委員会及び計画とりまとめ、平成24年以降相模原市と、湖畔商店会が主体となり取り組み、計画的に進められています。公園管理者としても相模湖畔地域観光振興計画、具体化に向けた取り組みに連携していきます。

※湖畔自治会の方々が観光協会に協力し、長い期間常に賑わい広場のごみの清掃し、過ごしやすい公園にする為に尽力したことから、神奈川県より表彰を受けました。

(4) 利用者や地域住民、環境等に配慮した管理運営方針

地元隣接関係者と一丸となった管理運営による、魅力と活力ある公園の実現を目指します。相模湖公園の管理運営をスムーズに行うには、過去における相模ダム建設により犠牲になって移転した、関係者のことをよく理解しなければなりません。

湖畔の商店街のほとんどは、相模ダム整備に伴う移転関係者が経営する商店です。その為、色々な要望苦情等が多く、当初の指定管理者は管理運営に大変苦慮したと聞いております。事あるごとに指定管理者を飛び越し直接旧津久井土木事務所に申し入れ、その要望、苦情が通らないと県本庁にと、次々と大きくなり大変な思いをしたと伺っております。

このような行動を防ぎ、相模湖公園と湖畔商店会が、共存共栄の立場に立っているには、この相模湖公園を相模湖観光協会が管理運営に当たることが最善ではないかと思っております。理由につきましては、ほとんどの商店主が観光協会員、もしくは協会役員で毎月開催している観光協会本部役員会にて意見交換等しています。

相模湖公園と湖畔商業施設は、一体的に整備されており、整備当初からダム観光の拠点として、県内はもとより首都圏及び数年前開通した圏央道により来園者の地域が拡大しました。それにより幅広く多くの観光客を集め、神奈川県民の憩いの空間のみならず、地元関係者生活支援の場として、さらに地域経済の発展に大きく寄与してきました。

湖の環境確保と都市部の水ガメとしての相模湖の水質保全するため、関係機関（湖畔自治会、遊船協同組合、魚族対策組合等）と連携して水辺の清掃や巡視を徹底し、湖面へのごみの飛散防止、農薬や薬剤を使用しない方向での植物管理を行います。



ア 湖畔環境を活かした、利用客誘致の為の維持管理

(ア) 湖畔公園としての美しい景観づくりに配慮した植物の育成管理

イ 安全で快適な利用のための維持管理

(ア) 施設工作物の適正な維持管理

- a 用紙類の使用量の抑制・文書作成する際は両面コピー、両面印刷、縮小コピーの集約印刷を活用する。
- b 廃棄物の発生抑制・物品等の適正量の購入、コピー機、カートリッジ等は業者回収要請。
- c 省エネルギーに配慮した施設の利用・冷暖房は適正温度で行う。
- d 水資源の効率的利用・節水に心掛ける。
- e 施設利用者に対する環境配慮の要請・施設利用者へ省エネを呼びかける。
イベントや会議等を開催する場合は、参加者に対して不要なアイドリングの停止を要請する。

ウ 湖の水質保全と利用者の安全に配慮した親水空間の維持管理

(ア) 清掃や巡視を徹底し、湖面へのごみ等の飛散防止

- a ごみの持ち帰り運動を引き続き実施して、環境に配慮した管理運営を実施します。
- b 船台の修理等には、防腐剤を使用しておりません。
- c 雑草の除去には、除草剤を使用せず人力除草で対応しています。

- d モーターボートは、環境に配慮した4サイクルエンジンを使用しています。
 エ 地域との連携による維持管理

(ア) 湖畔沿いの一体的な美しさを維持するための維持管理

- a 公の施設の利用については、地方自治法の規定にありますように「県民の福祉を増進する目的をもって」設置され、「正当な理由がない限り、施設の使用を拒んではならず」、「不当な差別的扱いをしてはならない」を原則として運営に当たります。
- b 相模湖漕艇場を例年使用している団体等を中心に、年度末に「神奈川県立相模湖漕艇場の水域等における運営委員会」を開催し、翌年度の主な大会等の日程調整を行い、利用団体の意向を尊重し、年間スケジュールの調整を図ります。また、その際、利用者のニーズを把握いたします。

「神奈川県立相模湖漕艇場の水域等における運営委員会」
 運営委員会構成団体

神奈川県企業庁相模川水系ダム管理事務所
相模湖遊船協同組合
相模湖魚族対策組合
相模原市カヌー協会事務局
(公財) 相模原市体育協会事務局
相模原市教育委員会スポーツ課津久井地域班
(一社) 相模湖観光協会
(特非) 神奈川県ボート協会

【相模湖漕艇場】

(5) スポーツ・競技振興に関する考え方

ア ボート競技人口は減少傾向にあり、並行して高校生等の部活動離れも連動して拍車が掛かっている現状があります。県内の中学生などを中心に選手の育成を兼ね、行政や団体等とタイアップしボート教室や市民大会も開催し、スポーツの振興と普及に努めていきます。

イ 多様なニーズに応えるとともに、安全への配慮から、湖面の静かな時間帯で利用を可能にするため、開場時間にシーズン制を取り入れ、春夏秋期の利用者がより良く安全な環境で利用できるようにします。

【開場時間】

春夏秋期(シーズン)日照時間が長く、特に朝・夕の水面が安定している。4月1日から9月30日の間、午前7時00分～午後7時00分まで開場します。(乗艇時間帯は《開場時間から日没の時間帯とします》)

また、早朝の開場時間については、利用者からの申し出(合宿)により利用者の希望時間(6時以降)での対応を図りたいと思います。

ウ 高齢者が、健康の維持・増進を目的とした生涯スポーツとしてのボート競技の普及を進めます。現在は、何十年ぶりにボートに乗艇を希望している方のお手伝いを積極的に実施しております。

エ 「だれもが、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツ社会の実現」のために、障がい者スポーツとしてのボート競技の普及を進めます。現在は、全日本パラロー

イング（ロンドンパラリンピック出場者、2013 世界選手権出場者）の練習地となっております。

オ 相模湖漕艇場利用者から、世界選手権、オリンピック及びパラリンピック等の出場者が輩出される練習環境を整えます。又県立津久井高等学校卒業生が、2014 年 U23 世界選手権に、出場しています。

カ 競技艇、モーターボートの保守点検は、職員等で対応をしております。なお、保管艇につきましても、原材料等の負担で修理等を行っております。



キ 実績等

(ア) 4月1日から9月30日の間は、午前7時から午後7時まで開場している。また神奈川県高体連強化合宿時には、午前6時から練習が開始できるように協力していきます。

(イ) 世界ジュニア選手権大会日本代表が、相模湖漕艇場利用者から3年連続（2011年～2013年）選出されている。このように成果の出る練習環境を整えております。



提案書2「業務の一部を委託する場合の考え方、業務内容等」

【共通】

(1) 両施設の管理基準等を踏まえた効果的、効率的な委託の考え方

ア 委託業務の考え方

相模湖公園維持管理に当たり植物、施設等については基本的に公園職員による直営作業を基本として業務執行をしています、関係法令に基づくもの、特殊なもの、専門技術を要するもの等については、スタッフの安全面や効率性等を考え外部委託をしていきます。

「委託業務」

(ア) 植物管理

- a 業務内容；高木作業、中低木管理、樹勢悪化木、支障木枝の除去、病虫害防除。
理由；高所作業で危険の為

(イ) 施設管理

- a 業務内容；工作物管理（電気設備法定点検）
理由；免許及び専門的な知識を要する業務の為
- b 業務内容；工作物管理（噴水施設保守点検）
理由；専門的知識を要する為
- c 業務内容；受水槽加圧ポンプ保守点検
理由；専門知識を要する業務の為
- d 業務内容；公園内夜間警備
理由；専門知識や危険を要する業務の為
- e 業務内容；消防施設保守点検、消防設備の法定点検
理由；専門知識や特殊資格を要する業務の為
- f 業務内容；設備清掃、噴水池清掃、排水溝清掃、汚水受水槽清掃
理由；専門的技術を要する為



イ 委託予定業務；様式3号「委託業務一覧表」のとおり

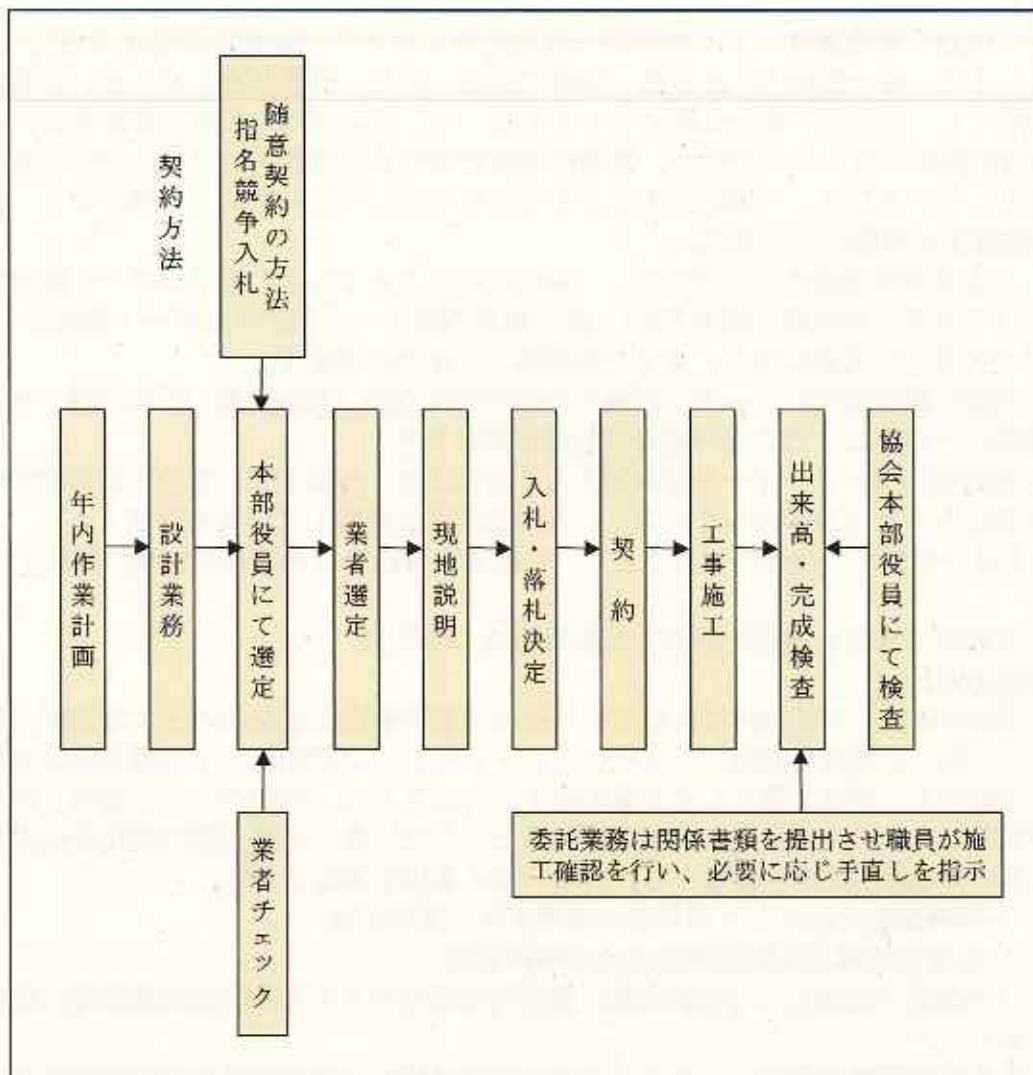
ウ 委託業務点検、チェック指導監督

委託業務の発注は、年間計画を立て実施します。委託業者には、比較的利用客の少ない平日作業を基本にし、安全対策を重視して、車両は徐行運転、危険防止のバリケード、三角コーン等使用して利用客誘導警備員を配置し安全対策を徹底します。

・委託先の選定方法

- (ア) 基本的に県内業者を選出します。近隣（相模原市内）を基本とし、施設が老朽化しており非常時に即対応可能な業者を選定しています。
- (イ) 特に夜間等のイベント時に非常事態が生じた場合に速対応できるような業者（特に電気、水道、夜間警備等）
- (ウ) 神奈川県に於いて指名停止処分中でない業者
- (エ) 過去に、相模湖漕艇場の委託業務を行った経験のある業者及び相模原地域の業者を優先的に選定します。

・ 県内（地域）企業への委託の考え方



地域と協働による地元活性化の視点で、地域に委託することで一層の効果をもたらすと思われる場合、出来る限り地元発注を心掛けている。

現在委託の近隣業者特に植物管理は高木は基より、中低木の花物の剪定では開花の時期を考慮して丁寧に対応している為、花（ツツジ、サツキ、ハナミズキ、桜、ヤマボウシ等）がきれいに咲き来園者に喜ばれています。



提案書3「施設の維持管理」

【共通】

(1) 一体的な管理運営による効率的な維持管理の考え方（経費節減効果を含む）

今まで、同一敷地内にある違う職種の施設、また、所管が違う為お互い管理運営に際して、何かと不都合な思いをしてきました。例えば艇の広場は実際使用するのは漕艇関係がほとんどですが、管理は公園管理の為利用者同士での小さな苦情等が発生していました。一体化にすることでよりこのようなトラブルも無くなり、良い管理運営が可能になります。

ア 自主事業等実施するに当たり、一体化になることでお互い冊子（ボート競技のプログラム等に相模湖公園をPRし、逆に観光各種イベントビラにボート関係を入れ）等での宣伝が可能になり、より一層幅広くPRが出来ます。

イ 施設の維持管理について、同種の内容の保守点検（電気設備、防火設備、水道設備等）一体化にすることで経費の軽減が図れます。

ウ 漕艇場のモーターボートを利用することにより、公園に面している湖岸の清掃が可能になり、ごみ等の少ない美しい湖を利用者に観賞していただけます。

エ トイレ清掃が一体化にすることで、一括発注可能となり経費の軽減が図れます。

(2) 両施設の特性と課題を踏まえた維持管理の考え方

【相模湖公園】

当該公園は、相模湖畔に位置し、芝生の広場や噴水広場を始めとする湖畔公園としての美しい景観と眺望、ウォーターレクリエーション空間としての観光資源を備えた公園です。湖畔公園としての魅力を十二分に生かし、里山の人々と都市との交流の場としての安全で快適な利用を確保することで、多くの県民等の利用を促進すると共に、地域活性化を推進するために、次の事項を実施します。

- ・湖畔環境を活かした利用者の増進を図る維持管理
- ・安全で快適な公園利用のための維持管理
- ・地域との連携による維持管理、費用対効果を考えた効率的な公園管理に取り組めます。

今までの経験を活かし、古くてもよいものは残し、新たな魅力を求め職員並びに関係機関等と良い知恵を出し合い、来園者にもう一度来よう、来てみたいと喜ばれる公園管理を目指します。

ア 湖畔環境を活かした利用者の増進を図る維持管理

- (ア) 湖畔公園としての美しい景観づくりに配慮した、植物の育成管理・森林に囲まれた湖畔公園としての、緑鮮やかな芝生公園や、四季の変化織りなす樹木については、刈り込み時期や樹木特性等に配慮した適正な維持管理を行います。また、相模湖公園に彩りのある景観を作るため、四季折々の草花に重点を置いた管理を行います。

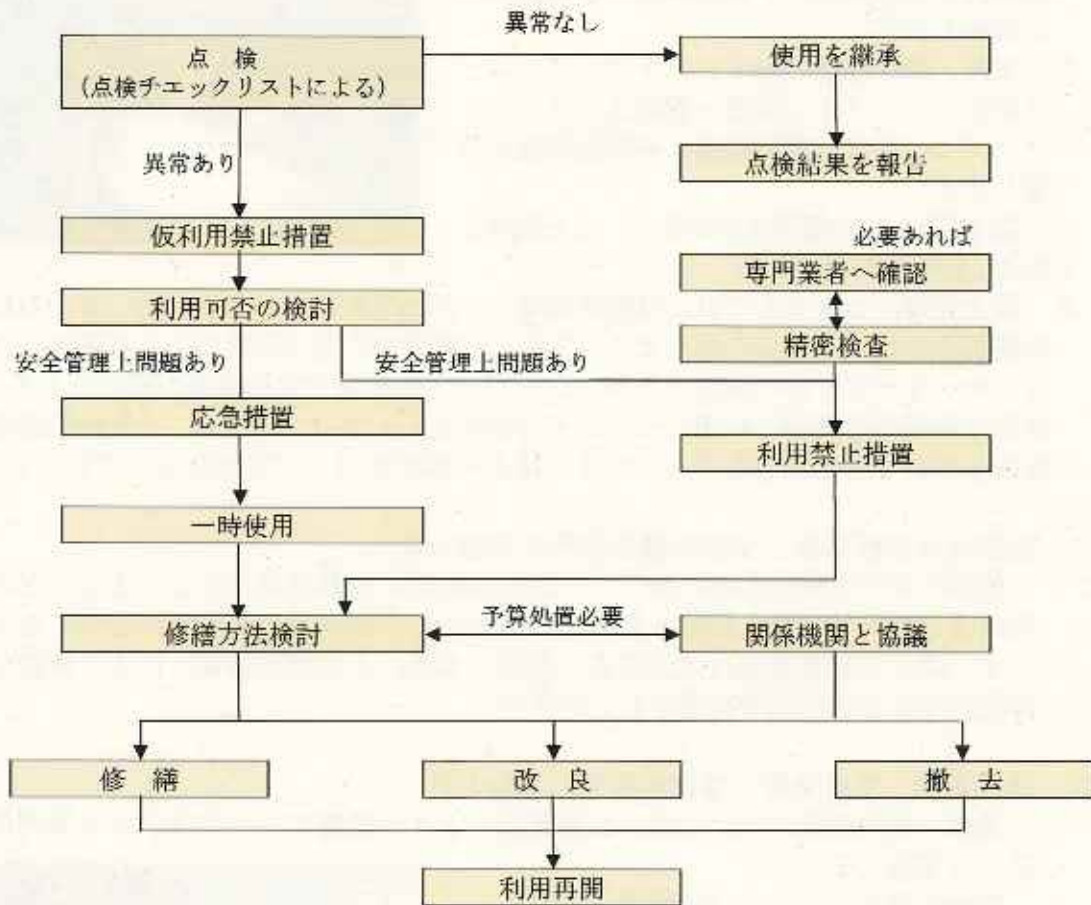


- (イ) 親水空間の安全性を高めるため、管理公園内にある県立相模湖漕艇場と一体化を図り、親水護岸やボートスロープから転落防止等の水辺の安全性に努めます。

- イ 安全で快適な公園利用のための維持管理
 (ア) 施設工作物の適正な維持管理、公園利用者が安全で安心して快適に利用して頂くため、駐車場、湖畔防護柵などの施設点検を徹底し、施設の故障等による不具合や事故防止を未然に防ぐための維持管理に重点を置きます。



相模湖公園施設点検フロー



ウ 地域（特に湖畔商店会）との連携による維持管理

- (ア) 湖畔沿いの一体的美しさを維持する為の維持管理公園だけでなく、湖畔沿いの美しい景観を維持する為に、相模湖観光協会だけでなく地域の自治会等と連携した、地域ぐるみで日常から清掃活動を実施するなど、清潔で美しい相模湖になるよう維持管理に努めます。
- a 台風後の水辺に浮いているごみの除去（遊船協同組合、魚族対策組合等）
 - b 冬場水位を下げた時に水底に沈んでいたごみ等の除去（湖畔商店会）
 - c 特に秋口から冬場にかけて日常的に、賑わい広場での落ち葉等の清掃活動（湖畔商店会）
 - d 賑わい広場での花壇の維持管理（湖畔商店会）

e 冬季、雪降り後の除雪（湖畔商店会）

【相模湖漕艇場】

- ア 清掃業務では、専門的技術が必要な業務及び頻繁に実施するトイレ清掃については、業者委託で行います。それ以外の業務については、常勤職員・臨時職員で対応してまいります。現在は、場内トイレ・シャワー室清掃、外トイレ清掃、床ワックス掛け、石床洗浄、窓ガラス清掃、害虫駆除、受水槽清掃を委託し、艇庫内・階段・ロビー等の清掃は、職員が行っております。
- イ 保守点検業務は、法令で定められている保守点検については、業者委託を行い、その他の保守点検業務は、常勤職員・非常勤職員が実施します。
- ウ また、保守点検の艇のメンテナンス、コース用ロープ・プイの設置・撤収及びメンテナンスについては、常勤職員・非常勤職員が実施します。
- エ 受付業務・安全管理を合わせて、2人体制を基本に実施に実施します。
- オ 安全管理につきましては、相模湖公園と一体的管理になりますので、多くの目での監視等を行い、安全を図ります。また、利用者の力量（職員による見極め）により、モーターボートの伴走とトランシーバーの携帯等で安全確保を図るとともに、事前に相模湖漕艇場の利用について十分説明を行います。現在は、小型船舶操縦免許証を職員4名全員が取得しており、伴走や救助を行って安全を図っております。



(3) 施設保守点検業務、小破修繕業務等の実施方針

施設の保守点検の内容の殆どが、法定点検等に義務付けられているものなので免許及び専門的知識と経験を持っている県内の近隣業者に基本的に委託する方向です。特に小破等修繕は地元業者（電気、水道、小規模補修等）により夜間でも即対応できる市内業者を選定しています。

(4) 清掃業務、受付業務、警備業務等の実施方針

清掃・園内清掃については、公園職員、トイレ清掃についてはトイレ専門作業員にて実施します。

受付等業務については経験豊かな職員（主に公園長、副園長、主任副主任等）で対応しています。接遇関係の研修を受け基本的に親切丁寧をモットーにお客様に対応しています。その為受付等接遇関係は大変好評です。

警備業務・平日は朝昼夕4回ごみ拾いを兼ねパトロールを実施します。夜間は春休み夏休み、年末年始を専門業者に委託して園内警備をします。また、常に津久井警察署と連絡取り合い警備をしています。



- (5) 樹林地や草地の管理、樹木、芝生、草花などの植物管理業務等の実施方針
 植物、高木等の管理は専門性を有する作業は委託の方向で、その他花植えや簡単な低木の刈込、芝の刈込除草等軽作業については、公園職員、アルバイト作業員にて実施します。

※これまでの実績がある場合は、具体的に記載してください。

同一敷地内での施設を一体化で管理運営することは、総体的な見地からも一番理想だと思います。なお、各項目全体が一体化にして良かったと思われるよう、実現に向けて誠心誠意努力します。

ア これまで取り組んだもの

- (ア) 浄化槽汚水ポンプの交換
- (イ) 男女トイレ、便器の洋式化
- (ウ) 女子トイレ、床タイル張り替え
- (エ) 男女トイレ手洗い水道自動化
- (オ) 男女トイレトーパーホルダー交換
- (カ) 男女障害者トイレ施設化
- (キ) トイレ入口タイル張替え
- (ク) 噴水施設加圧ポンプ交換
- (ケ) 地下駐車場自家発電用バッテリー交換
- (コ) 地下駐車場壁面及び床面クラック補修
- (サ) 古木ソメイヨシノ植替え
- (シ) パーゴラ階段補修
- (ス) モミジ、ウメの木植栽
- (セ) 地下駐車場出入り口タイル張替え
(3カ所)
- (ソ) パーゴラ階段補修 (2カ所)
- (タ) 艇の広場傾斜地コンクリート舗装
- (チ) 賑わい広場インターロッキング補修



提案書 4 「利用促進のための取組」

【共通】

(1) 両施設の特性や利用状況(繁忙期・閑散期等)、新しい生活様式などの社会状況に応じて、多くの利用を図るために実施する事業の実施方針、内容等(有料施設は除く)

【相模湖公園・相模湖漕艇場】

ア 広報 PR 活動については、相模湖観光協会の総力を挙げ実施、参加をします。
なお、他の機関での主催の場合中止を除きます。

イ 利用促進の為にイベント開催

相模湖の主な行事と公園内の歳時計画

4月・さくら祭り(相模湖公園内)

目標数 500人



・やまなみ祭(相模湖公園内)

目標数 6,000人

・与瀬神社例大祭

目標数 200人

・神奈川レガッタ(相模湖湖上)

目標数 600人



5月・相模湖稚魚の放流(相模湖魚族対策組合、わかさぎ稚魚放流)

7月・七夕祭り(相模湖公園、飾りは旧相模湖町内相模湖こども園、内郷・千木良保育園協力による)

目標数 600人



8月・さがみ湖湖上祭花火大会(相模湖湖上)

目標数 40,000人



9月・相模原市民レガッタ(相模湖湖上)

目標数 600人

10月・ふれあい広場（相模湖公園内・相模湖商工会・観光協会共催）
目標数 3,000 人

・相模湖レガッタ（相模湖湖上）
目標数 1,000 人



11月・甲州街道小原本陣祭（旧小原地区）

12月・クリスマスイルミネーション（相模湖公園内、相模湖駅前）
目標数 3,000 人



1月・成人を祝い相模湖駅伝
（相模湖公園スタート）
目標数 300 人

2月・かながわ駅伝（相模湖ゴール、選手歓迎太鼓及び豚汁無料配布）
目標数 800 人

3月・秋葉の火祭り（旧相模湖町内）

閑散期の園内活用

冬季時期（12月中頃～2月）は、寒い関係で来客数も減少し閑散としています。

- ・相模湖イルミネーション 12月1日～12月31日夜間
- ・相模湖駅伝（相模湖公園スタート）1月成人の日
- ・かながわ駅伝（相模湖公園ゴール）2月9日

前回指定管理を受けた時は、相模湖での名物である、魚（ワカサギ）があまり釣れず、釣り人が減少傾向であった。その為相模湖観光協会と魚族対策組合で稚魚放流等の対策を講じた結果、徐々に釣れるようになり、又ここ数年の釣りブームにより釣り人も増加傾向になりました。釣り船屋さんは、それらのお客さんに対応する為にドーム船を作り寒さをしのぎながらのワカサギ釣りが好評のようです。ヘラブナやブラックバスの釣り人と合わせて活性化を図っています。



相模湖公園、相模湖漕艇場、一体化に伴い屋内での事業も計画し実施して参りたいと思います。

(2) 有料施設における利用者増及びサービス向上に資する事業の実施方針、内容
・ 駐車場

(ア) 事業の目的

本公園を車で訪れる利用者が安全で安心して利用できるよう自主事業として駐車場の管理運営を行います。平成 18 年より有料駐車場運営を進め 15 年目を迎え引き続き運営していきます。

(イ) 実施体制

a 本公園の駐車場の運営については、指定管理者応募要項（相模湖公園管理運営業務の内容及び基準）で示された運営状況によります。

b 駐車場料金対応については、駐車場班 4 名が交替勤務にて対応します。

(ウ) 運営についての考え方

a 安全管理

- ・ 駐車場施設の日常点検、定期点検を徹底し、施設の安全保全と事故防止に努めます。
- ・ 駐車場内施設の欠陥や管理上の不備による事故等損害を与えた場合に対応して、施設損害賠償責任保険及び自動車管理者賠償責任保険に加入します。

b 利用者対応

- ・ 駐車場利用者に対する接遇に十分配慮して利用者が、気持ちよく利用できるような環境整備を図ります。
- ・ 駐車場内の清掃に力を入れ清潔で気もよく利用できるようにします。
- ・ 駐車場利用者よりアンケート（相模湖観光協会独自で年 2 回実施）を実施それを参考にして、お客様が利用しやすい施設を目指します。
- ・ 身がいの者の方々の対応については、駐車場利用料金を減免とします。

● 営業時間

- ◇ 4 月から 9 月まで
開門時間：午前 8 時 30 分
閉門時間：午後 7 時 00 分
- ◇ 10 月から 3 月まで
開門時間：午前 8 時 30 分
閉門時間：午後 6 時 00 分
- ◇ 12 月イルミネーション開催日
のみ午後 8 時 00 分

● 料金体系

普通(軽)車	最初 1 時間	330 円	最大料金	1,000 円
大型車	最初 1 時間	880 円	最大料金	2,000 円
二輪車	1 回	60 円		

○ 有料日・・・土、日、祝祭日、正月、五月連休、夏休み。

駐車料金	
普通(軽)車	大型車
最大料金 1,000 円	最大料金 2,000 円
1 時間以内 330 円	1 時間以内 880 円
1.5 時間・・・490 円	・ 30 分超過毎に料金が 加算されます
2 時間・・・660 円	
2.5 時間・・・820 円	
3 時間・・・990 円	※ 二輪車 (1 回 60 円)

(3) 多くの利用を図るために行う広報・情報発信の工夫等

【相模湖公園】

公園利用を促進するための PR としては相模湖観光協会と一緒にホームページを充実させ PR しています。また、他の機関と連携した広報並びに公園を活用した地域間のイベント等に参加し、パンフレットの配布等宣伝活動に努めます。公園内は基より周辺の開花状況、紅葉状況などの情報を積極的にマスコミ等にも情報を発信していきます。

ア 他の機関と連携した広報活動、神奈川県が主催している「県央地域観光振興協議会」の構成機関として、同協議会が実施する高速道路サービスエリア内で観光キャンペーンへの参加をはじめとして、相模原市商業観光課とタイアップし、市内でのさくら祭り等、大きなイベントに参加しパンフレットの配布等をして PR 活動を実施します。また、近隣の八王子市観光協会とタイアップし、パンフレットでの PR 活動を実施（市内イベント会場）JR 相模湖駅構内にてパンフレット等での宣伝活動を実施します。

イ ホームページやパンフレット、広報（公報）

等で周知、更に地元タウンニュース、
掲示板にて広報活動に努めます。

ウ マスコミ等にも積極的に協力して情報を発信していきます。

(ア) 公園管理事務所でのパンフレットの無料配布等は基より、湖畔商店街での PR 相模湖漕艇場での PR、地下駐車場内掲示板 PR と来園者に情報提供をしています。

(イ) 相模湖まちづくりセンター、相模湖観光協会がタイアップして、相模湖に多くの客を呼ぶために徒歩にて1日探索できる「駅から歩ける東海自然歩道・嵐山コース」「溪流と自然探索底沢・弁天コース」「相模湖駅・小原本陣・弁天橋ハイキングコース」等モデルコース作成しパンフレットを各機関に配布して集客に努めています。



エ 利用目標数値

目標来園者数 年間163,000人

過去5年間の実績

年 度	利 用 者 数
平成28年度	172,700人
平成29年度	177,400人
平成30年度	174,700人
令和元年度	163,300人
令和2年度	95,742人

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、5月の駐車場閉鎖
又さがみ湖花火大会等のイベント中止の影響での利用者の減少が主な要因です。

【相模湖漕艇場】

ア 広報・PR活動

(ア) 相模湖漕艇場の広報・PR活動は、相模湖漕艇場専用ホームページの活用と
ボート教室の開催、管理棟1階に大会・教室の開催状況の写真展示、大会プロ
グラムへの広告掲載を行います。また、相模湖公園と一体で相模湖公園ホーム
ページに相模湖漕艇場の事業等の掲載を行います。

(イ) 平成25年度から実施されている世界ジュニア選手権大会関東地区タイム
トライアルを相模湖漕艇場で固定開催出来るよう取り組みます。また、各都道
府県で順番に開催されている高体連ボート部主催の関東大会を相模湖漕艇場
で毎年開催できるよう取り組みます。

イ 利用者の目標数値

相模湖漕艇場の利用者目標数値は、

年 度	利 用 者 数
令和4年度	20,000人
令和5年度	20,000人
令和6年度	20,000人
令和7年度	20,000人
令和8年度	20,000人

※ 過去5年間の実績

ア 相模湖公園については、ご承知のとおりほとんど屋外での利用の為、天候に
左右されます。目標値に出来るだけ近づけるよう努力したいと思います。

イ 相模湖漕艇場の広報・PR活動の提案内容の実現については、十分達成でき
ると思っております。また、年間利用者目標につきましても、目標数値の達成は可
能だと思っております。

年 度	利 用 者 数
平成28年度	23,758人
平成29年度	24,859人
平成30年度	18,503人
平成31年度	20,015人
令和2年度	6,652人

※ただし、平成30年度は、合宿離れによる利用者の減少、また、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響による利用者の減少が主な要因です。

【相模湖漕艇場】

(4) より多くの利用を図るために実施するパラローイングを含むボート競技の振興に関する取組の実施方針、内容等

ア ボート競技人口は減少傾向にあり、平行して高校生等の部活動離れも連動して拍車が掛かっている現状があります。県内の中学生などを中心に選手の育成を兼ね、行政や団体等とタイアップしボート教室や市民大会を開催します。また、パラローイングにつきましては、日本ボート協会パラローイング委員会が行っている選手の強化練習・合宿、他団体の練習及び交流の場など、障がい者がスポーツに親しむ機会を提供します。これらの取組によりボート競技への理解を深めてもらい、スポーツの振興と普及につなげていくものです。

(ア) ボート教室（県民対象）

(イ) 相模原市教育委員会との連携（公民館活動、ふるさと自然体験教室）

(ウ) 各種大会の開催

(エ) パラローイング委員会が当漕艇場を拠点として行っている選手の強化練習・合宿などへ協力

(オ) 「障がいのある方に向けた乗艇体験会」の開催に協力

(カ) 県スポーツ課の協力によりシャワー室の新設などの更なるバリアフリー化で、安心・安全に施設が利用できる環境整備を進めます。

イ 施設の特性を活かした自主事業の内容

(ア) 相模湖ボート教室（年3回開催）

(イ) ふるさと自然体験教室
（ボート乗艇体験：年5回開催）

(ウ) 公民館事業（ボート乗艇体験）

(エ) 市民レガッタ（相模湖カップ）主管開催

(オ) 神奈川レガッタ

(カ) 相模湖レガッタ

※上記事業については、過去12年間に実施された事業です。



提案書5「自主事業の内容等」

【相模湖公園】

自主事業は該当なし

【相模湖漕艇場】

(1) 両施設の特徴をより効果的に活かすために行う自主事業の内容等

ア 相模湖ボート教室について

(ア) 目的

神奈川県民を対象に、県立相模湖漕艇場の施設を活用し、県民相互の交流促進及び健康保持を図るとともに、ボート競技の普及に資するために開催する。

(イ) 会場

県立相模湖漕艇場

(ウ) 対象者

県内在住・在勤・在学の方で小学5年生以上の方

(エ) 定員

1回の開催につき20名

(オ) 参加料

大人1,000円、中学生以下500円

(カ) 開催回数

年3回

(キ) 収支予算

・収入

参加費

(大人16名、中学生以下4名)

負担金

(県ボート協会から)

・支出

謝礼

(講師謝礼)

保険料

(参加者)

消耗品費


(飲料水等)

提案書6「利用料金の設定・減免の考え方」

(1) 利用料金の設定、減免の考え方【相模湖漕艇場】

- ア 利用料金制の趣旨を生かし、利用者の増加を図り、利用収入の増加に努めず。
- イ 収入は、艇や漕艇用具の修繕、安全確保のための用具（救命具、毛布等）、ロッカーなどの備品および消耗品等に充当し、利用者が一層安全で快適な艇や相模湖漕艇場の利用が出来るように考えています。過去5年間に充当した主な事業は、トイレの水洗化、船台の修理及びポートコース認定等の事業に充当を行っております。
- ウ 心身に障害のある者及び高齢者は、減免の対象にします。
- エ 高校生・大学生は、減免の対象にします。

利用料金表

区分※1			単位	利用料金	利用料金の上限額（令和4年4月1日～）※2		
艇庫	艇長10メートル未満のボート	利用の期間が1日以上6月未満の場合	1日				
		利用の期間が6月以上1年未満の場合	1月				
		利用の期間が1年の場合	1年				
	艇長10メートル以上のボート	利用の期間が1日以上6月未満の場合	1日				
		利用の期間が6月以上1年未満の場合	1月				
		利用の期間が1年の場合	1年				
大会議室	全部を利用する場合		1時間				
	3分の2を利用する場合		同				
	3分の1を利用する場合		同				
小会議室A			同				
小会議室B			同				
トレーニングルーム			1人1時間				
ボート	1人漕（こ）ぎボート		2時間				
	2人漕（こ）ぎボート		同				
	4人漕（こ）ぎボート		同				
	6人漕（こ）ぎボート		同				
	8人漕（こ）ぎボート		同				
オール			1本2時間				
パドル			同				
スカルオール			1組2時間				

※1 区分については提案に応じ適宜追加してください（例：県内、県外、一般、学生など）。
 ※2 令和4年4月1日より利用料金が改定され、大会議室、小会議室A、小会議室B、トレーニングルームの利用料金の上限額が新たに設定されます。

【別表 減免率】

減免する体育行事	利用料金の減免額
○県が実施する体育行事	免除
○児童・生徒を対象とした体育行事（団体・個人） ○心身に障がいのある者又は高齢者を対象とした体育行事*	1/2の額に減額
○NPO法人神奈川県ボート協会が主催する体育行事	3/5の額に減額
○市町村が主催する体育行事 ○体育の振興を図ることを目的とした公共的団体が主催する体育行事 ○大学、短期大学又は高等専門学校が主催する体育行事（団体・個人）	4/5の額に減額

※解釈（心身に障がいのある者又は高齢者を対象とした体育行事）

○利用料金の減免額

*心身に障がいのある者が乗艇利用するとき

- ・心身に障がいのある者は、障害者手帳を有する者を対象にする。
- ・心身に障がいのある者（グループ内の対象者は含まれる。）が利用艇人数の1/2を超えて利用するとき、利用料金を1/2の額に減免する。
 - 1× (1名) - 対象
 - 2× (1名) - 対象外、 (2名) - 対象
 - 4×+ (2名) - 対象外、(3名以上) - 対象
 - 8+ (4名) - 対象外、(5名以上) - 対象
- ・心身に障がいのある者がオールを利用するとき、利用料金を1/2の額に減免する。
 - オール（パドル） 1本単位
 - スカルオール 1組単位

*高齢者が乗艇利用するとき

- ・高齢者は65歳以上を対象とする。
- ・高齢者が利用艇人数の1/2を超えて利用するとき、利用料金を1/2の額に減免する。
 - 1× (1名) - 対象
 - 2× (1名) - 対象外、 (2名) - 対象
 - 4×+ (2名) - 対象外、(3名以上) - 対象
 - 8+ (4名) - 対象外、(5名以上) - 対象
- ・高齢者がオールを利用するとき、利用料金を1/2の額に減免する。
 - オール（パドル） 1本単位
 - スカルオール 1組単位

(2) 減免の考え方

【利用料金設定の考え方、理由】

- ア 神奈川県立相模湖漕艇場条例（第14条—利用料金の徴収）に定める利用料金とします。
- イ 毎年、利用料金に数十万円の増減があり、その変動の理由は大会開催による借艇料の有無によるものと考えられます。利用料金制では、安定的な収入を得るため、積極的に教室や大会開催・大会誘致が必要であります。
- ウ 県民・市民に向けたボート教室の開催や、大会開催・大会誘致をNPO法人神奈川県ボート協会が中心となり主催・開催し、相模湖漕艇場の安定的な運営にむけての努力や、協力を得ることができると考えます。
- エ 平成25年には、関東高等学校選抜ボート大会（山梨県・河口湖）の代替開催と世界ジュニア日本代表関東地区水タイムレース（25年度より開催）を行って、利用料アップと地元振興を図りました。
平成29年度は、東日本医科学生総合体育大会ボート競技・保健医療系学生レガッタに協力しました。
- オ 令和元年度は、海の森レガッタへ艇の貸出しをしました。
- カ 令和2年4月1日付けで、神奈川県立相模湖漕艇場条例第14条第2項に基づき、利用料金の改正をしました。

(3) 両施設を一体的に運営することにより展開する、利用促進のための企画・取組

- ア 公園湖岸に滞留する流木等の撤去を漕艇場所有のモーターボートで、公園職員・漕艇場職員と共同で作業を行い環境美化の促進を図っています。
- イ 相模湖公園主催の花植え（春・秋）に、漕艇場職員が協力している。また、施設利用者にも参加を呼びかけてお手伝いをいただき、地域協力団体との交流も図ります。
- ウ 相模湖観光協会・地域内外の実行委員会主催のイベントの準備・開始当日・撤収などに公園職員・漕艇場職員が携わっていて地域振興に貢献しています。
- エ イベント開催・ボート競技大会開催時等で、漕艇場職員も公園駐車場の鍵の開閉を担当することにより、利用者への利便性の向上を図ります。
- オ イベント開催・ボート競技大会開催時等の終了時に、職員と参加者等で周辺エリアのごみ拾いを行い環境美化に努めます。
- カ 公園と漕艇場が共同で作成した危機管理マニュアルにより、公園利用者及び漕艇場利用者の危機の未然防止、事故・災害等の発生時、事故後の対応を行い、利用者の生命と身体及び施設の安全確保と被害を防止・軽減に取り組みます。



提案書7「利用者対応・サービス向上の取組」

【共通】

(1) 接客や利用者との対話、利用ルールの利用者への助言、指導等の考え方

ア 接客については、特に慎重に対応しています。常におもてなしの心を持ち接するよう職員に指導しています。特に窓口職員、料金所職員には心を込めて「いらっしゃいませ」から、「気をつけてお帰り下さい」を大きな声で挨拶するよう徹底しています。そして公園で過ごす来園者には、次の事を念頭において接します

(ア) 気配り

(イ) 日配り

(ウ) 心配り

イ 苦情処理の対応及びその研修等

(ア) 日常的な細かな諸問題については、定期的に行う主任会議（園長、副園長、主任、副主任のメンバー）の中で協議し対応します。

(イ) 重要な問題については、県津久井治水センターとの協議を行うとともに、その指導を基に公園内部の調整を図ります。

(ウ) 近隣の施設等を見学し、職員の能力の向上に努めます。

(エ) 観光協会役員及び公園職員で年2回先進地視察の研修を実施します。特に接遇関係については、同業関係（商工会等主催に参加）での研修会に職員を参加させ意識の向上に努めている。

(オ) 相模湖でのボート競技は、湖上遊覧者（足漕ぎ・手漕ぎボート等）及び遊覧船と湖面の共同利用を行っているため、遊船・釣舟業者との意思疎通や利用者への湖面利用の説明を行って、事前に苦情が発生しない努力を行っています。

ウ 利用者への公園利用指導及び研修等

公園の利用者は人それぞれ色々な目的を持ち、多種多様であります。園内禁止条項は、基本的に公園案内図には細かく表示をしていますが、一つひとつの条項看板は限られた物のみです。（スケボー禁止、自転車園内乗り入れ禁止、園内動物の糞の持ち帰り）他については、職員の口頭での丁寧な対応で指導します。これ等の対応について、利用者に悪い印象を与えないよう、日頃より職員に指導徹底しています。

(ア) 動物の糞、ごみの持ち帰り、スケートボード等、園内看板設置し、尚且つ口頭にて指導しています。

(イ) その他球技等、他の利用者に迷惑をかける利用に限り口頭指導しています。

(ウ) 口頭指導の場合、「大変申し訳ございませんがから始まり内容説明し、ご理解をよろしくお願いします」と親切丁寧に話しをする。



* 当公園職員が津久井地域不法投棄防止協議会

に所属し、年2回の研修会に参加（旧津久井四町を回りごみ拾い、相模原市内施設見学）して美化運動に協力している。

●接客対応及びその研修等

- ア 基本的な接客方法のあいさつの仕方、利用料金の受け取り方等を基本に利用者に親しみ感をもってもらう接客を行います。
- イ 漕艇場の利用者は、「一見客」でなく、「リピーターのボート経験者」なので、親密感を抱いてもらう接客を行います。
- ウ 相模湖公園・相模湖漕艇場の職員同士が、利用者の情報交換を行い利用者の利用目的に合った対応を図ります。
- エ 相模湖公園・相模湖漕艇場の一体管理の為、合同研修等ができます。

※ 園内案内看板が開園当時のままだったので内容も古く見えにくく利用者からの要望もあり新しく設置し直しました。

- ・園内の案内板4カ所
- ・相模湖地域に生存している野鳥の表示板
- ・木製のトイレ案内板5カ所
- ・相模湖建設の内容が記載されている石版案内板塗装



(2) サービス向上のために行う利用者ニーズ・苦情の把握及びその内容の事業等への反映の仕組み等 【共通】

- ア 利用者ニーズについては、スタッフが窓口での接客時や施設利用指導時などで利用者から意見などを記録します。また、御意見箱を管理事務所に設置し、運営管理に対するクレーム等の把握を行います。さらに、自主的に当観光協会にて年4回(5月、8月、10月、3月)電車にて観光客対象者(相模湖駅前)ハイキング等での対象者(千木良地区)車での対象者(相模湖公園)と幅広く実施します。
- イ 当公園は承知の通り小規模で整備された公園なので、隅々まで行き届いた管理運営を進めている関係で苦情は少なく、あっても小規模のみです。(2~3年前から急激に高齢者、障がい者の利用が多くその人たちへの対応及び利用者からの要望に応じて)
- (ア) 公園内車道横断箇所車いす利用でのバリアフリー化
 - (イ) 園内水飲み場への入り口コンクリート化
 - (ウ) 正面入り口付近の急勾配解消
 - (エ) 男女トイレの洋式化
 - (オ) 女子トイレタイル張り替え
 - (カ) 駐輪場設置
 - (キ) 園内に花を増やす
 - (ク) 園内案内板を新たに作る
 - (ケ) 階段部分に上り下りの手すり設置
 - (コ) 公園内木材使用ベンチ設置
 - (サ) バーコラ東屋屋根設置
 - (シ) 噴水広場周りベンチ屋根の張り替え
 - (ス) 艇の広場及び芝生の広場照明灯設置
 - (セ) 園内案内板設置
 - (ソ) AED 設置



ウ 相模湖漕艇場の平日の利用者は、シニア(60歳以上)層が多いため、NPO 法人神奈川県ボート協会の主催大会に年齢別の種目を設定し、シニア(60歳以上)層の相模湖漕艇場への来場者の増加を図ります。

エ 現在は、単身での乗艇を希望される利用者及びシングルスカルに乗艇したい利用者が増えているので、安全確保をはかるのにモーターボートの伴走と指導者を付て、利用許可を出しています。



オ 相模湖漕艇場は、トレーニング環境と職員の協力体制が良いということで、公益社団法人日本ボート協会パラローイング委員会より本拠地の申入れがあり、現在受入を行っております。

カ 年2回実施するアンケートや利用後の会話で、利用者ニーズの把握を行い、職員・NPO 法人神奈川県ボート協会に対応可能なことにつきましては、早急に対応します。また、県が対応すべきことについては、県に改善等をお願いします。

1 2年間の指定管理期間に次のことを行ってきました。

(ア) トイレの水洗化(2基)

(イ) 船台の修理

(ウ) 2,000mコース認定(B級)取得

(エ) 職員によるトイレの清掃

(オ) 保管艇の修理

(カ) オールの修理

(キ) 医学部対抗戦の協力

(ク) 合宿時の協力

(ケ) 未熟者の練習時にモーターボートで伴走

(コ) シングルスカル乗艇希望者への指導等

(サ) モーターボートの修理、メンテナンス、船外機の更新(2基)



(3) 外国人、障がい者、高齢者等誰もが円滑に施設利用するための、コミュニケーションにおける工夫及び必要に応じた支援の方針

ア 外国人向けに相模湖公園パンフレットを英語にて作成し、公園管理事務所にて無料配布しサービスに努めています。

イ 東南アジア系の来園者の為に中国語にて園内危険個所表示、トイレ使用の方法を表示し指導をしています。

ウ 障がい者の方々が利用しやすい公園施設にするよう園内細かいところに気配りし段差解消のバリアフリー化に努めています。

エ 高齢者については園内出来るだけ休憩施設(イス等)を設置してゆっくり安心して過ごせるよう力を入れています。

オ 案内所に於いて職員の対応は基より園内2時間おきにパトロール(ごみ拾いを兼ね)します、その際親切丁寧に対応をしています。

カ 施設内への外国語(主に英語)表示

施設内の受付、トイレ等の主要設備に、外国語の表示をします。

キ 翻訳ソフトの導入

受付に翻訳機を設置して外国人の方とのコミュニケーションをスムーズに行

なえるようにします。

(4) 神奈川県手話言語条例への対応（利用者対応の取組について）

両施設は誰でも利用できる施設として、障がい者に対する偏見をなくし、ろう者とろう者以外の者が相互にその人格と個性を尊重しながら共生できるような環境づくりを目指します。

ア 平成18年12月国際連合に於いて障がい者の権利に関する条例が採択され、文化的所産である手話に対する理解の促進が期待されています。

イ 日本では手話が言語であることを明らかにしたが、まだまだ手話に対する理解が浸透していない状態です。手話に対する理解を深め少しでも普及したいと思えます。

ウ 当公園の利用者は県民利用だけでなく観光相模湖と一体なので広くは全国各地から訪れます現時点では手話に於いての対応はございませんが、今後対象者に対してサービス対応が出来るよう勉強していきます。そして神奈川県の手話推進計画に準じて進めてまいります。

エ 手話団体との連携

手話が必要な団体の利用申し込みがあった場合は、ボランティア団体の支援をいただきながら適切な対応を心がけます。

オ 筆談に実施

両施設の受付に筆談機を設置し、耳マークを提示することにより耳の不自由な方に対する筆談を実施します。

※これまでの実績がある場合は、具体的に記載してください。

ア 相模湖公園を維持管理する中で、職員としては重要で最も必要な事柄で大きなことは、県と相談させてもらい、その他は、優先順位を決めてできる限り要望、苦情に対応したいと考えています。また、接客等については、公園長を筆頭に研修等に積極的に参加し、来園者・来場者のサービス向上に努めます。

イ 提案している事業及び現在実施している事業につきましては、実施可能と思っております。しかし、新たな利用者のニーズに応えるには、施設内の継続的な整備と艇の更新を行う必要があります。

ウ 管理運営棟等は、建築約26年が経過しているため、経年劣化と衛生設備が老朽化し、更新が必要となっています。

利用者アンケートの結果要望第1位で要望がある地下の更衣室・トイレ・シャワー室の改修をすることにより、サービス向上が図れると思われれます。

NPO 法人神奈川県ボート協会は、平成25年度に利用者アンケートの結果、要望のありましたトイレの洋式化（2か所）を行いました。

平成29年には、カタマランの船外機（2基）2サイクルエンジンを環境に配慮した、4サイクルエンジンの船外機に更新を行いました。

提案書 8 「日常の事故防止、緊急時の対応」

【共通】

(1) 指定管理業務を行う際の両施設の特性を踏まえた事故防止等の取組内容

ア 防犯対策等安全確保の実施体制

- (ア) 地域、特に湖畔自治会との連絡を密にしながら、防犯対策を行っていきます。
- (イ) 津久井警察署や津久井消防署との連携はもとより、特に地元消防団等の力を得ながら防犯対策を図っていきます。
- (ウ) 特に行楽シーズンで利用者の多い時期（正月、5月連休、夏休み期間中、年末等夜間）警備保障会社に委託して防犯対策を実施します。
- (エ) 施設及び園内設備については、施設設備安全確認チェックリストにより、職員が日常的な保守点検をするとともに、専門業者による定期的な施設、設備の点検を実施、不都合があれば部品交換や補修・修繕をします。大規模な補修・修繕が必要な場合、安全性に大きく影響がある場合は、遅滞なく県津久井治水センターに報告し、安全確保に努めます。
- (オ) 特に、地下駐車場を重点的に管理し、少しでも異常が発見されたら、現場職員より園長に報告をして確認し、小規模の場合即業者にて対応します。大規模が予想される場合は、神奈川県津久井治水センターに連絡し、現地を確認してもらい対応します。
- (カ) 園内を現場職員によるパトロールを強化し安全対策に努めます。
- (キ) 親水空間の安全性を高めるため管理公園内にある県立相模湖漕艇場と一体化を図り湖畔公園の護岸やボートスロープからの転落防止と周辺施設の点検及び維持管理を徹底し、水辺の安全性向上に努めます。
- (ク) 相模湖漕艇場の研修室等は、常時施錠しての管理を行います。
- (ケ) 閉場時には、施設全体の見回りと施錠の確認を行います。
- (コ) 夜間は、機械警備（委託）を行います。
- (サ) 相模湖観光協会、NPO 法人神奈川県ボート協会は少数職場でありましたが、一括の指定管理になりましたので、共同で「危機管理マニュアル」の作成をして、安全確保を図っています。



イ 施設の安全対策及び水害防止

○水害防止

荒天時の対応手順

《連絡体制》



《気象予報の収集と連絡》

施設管理者は、気象庁の気象予報や相模ダム管理事務所から湖面の水位について情報収集を行い、撤去実施の要否を県スポーツ課及び県ボート協会へ連絡

撤去を行わなかった場合は、情報収集を継続

《ブイ等の撤去作業》

- ① 0m～2,000mのコースワイヤー、コースブイを撤去する。(一部アンカー等は除く)
- ② コース出入り区域のブイ、アンカーを撤去する。
- ③ 発艇、線審台等の台船を入り江に移動、係留する。
- ④ 船台4基、各モーターボート等を追加ロープに結束する。
- ⑤ 飛散物の撤去または固定する。

《その他》

管理運営棟、艇庫の各グレーチング周り清掃、排水口の詰まりの確認、除去。

《荒天後の対応》

- ① 荒天が治まりしだい、コースロープ、ブイ等の状況を確認し、県スポーツ課及び県ボート協会へ報告(被害があった場合は、書面にて報告)
- ② 復旧作業を実施(撤去作業前の状態へ復旧)

ウ 維持管理業務における日常の作業の安全対策

- (ア) 園内作業器具の点検 (基本的に年2回農機具等業者に点検を依頼する)
- (イ) 園内管理の中、特に機械使用(芝刈り機、草刈り機等)の場合、現場での実地研修等を実施した上で、安全対策を十分にし、利用客の安全を重視して対応します。
- (ウ) 園内作業日程を決めるに当たり、大きい工事関係のものは、シーズンオフに、機械ものを使用する場合(芝刈り、草刈り機等)は、平日の利用客の少ない日に安全を重視して実施します。

- (エ) 閉園・閉場時の見回り時には、懐中電灯の携帯
- (オ) 艇の修理時には、マスクの着用
- (カ) 水上での作業は、ライフジャケット着用及び2人体制
- (キ) 落水時の救助は、2人体制

エ 安全対策の指針整備（ハザードマップ、施設点検マニュアル等）

- (ア) 安全対策について、大きな災害時における当公園は、相模原市広域応援活動拠点として定められています。その関係については、神奈川県はもとより相模原市との関係が深く常に連携を持ち管理に努めています。基本的な指針はあるが細部については、今後、神奈川県及び相模原市の指導を受け進めたいと思います。
- (イ) 施設点検マニュアルについては、県立都市公園管理マニュアルを基本に現状にマッチしたものを基準に考えています。
- (ウ) 神奈川県「建築物点検マニュアル」に従って行います。

オ 安全対策の研修について

- (ア) 基本的に年2回の観光地及び公園の先進地視察を実施しています。（令和元年度には茨城県五浦、小名浜東北震災被災箇所を視察見学する。）
- (イ) 他に於いても相模湖公園と同類、同一条件等の個所を視察し参考にしています。
- (ウ) 利用者の有無にかかわらず、あらゆる場面で、危険を認識する能力、危険に極力遭遇しないようにする注意力、危険な状況を回避するための判断力、行動力を養うことが大切です。
 - ・安全教育
 - ・防犯訓練、防災訓練の実施
 - ・職員の安全研修
 - ・落水者の救助訓練
- (エ) 津久井警察署相模湖派出所職員より不審者の対応について、対応・連絡体制の指導を受けました。

(2) 樹林地の過密化や巨木化等に起因する災害を未然に防止する点検等の考え方

ア 当公園は小規模公園で限られた個所の緑地へ植林がされています。基本的に一日4回職員がごみ拾いを兼ねパトロールをしています。その際大小にかかわらずそのまま放置しておく利用者には危険と思われる箇所があったときは、副園長もしくは園長に報告をします。そして小規模内容では即対応、大規模な内容では津久井治水センターに報告して対応してもらいます。



イ なかでも商店街に面したところに樹齢70年以上の桜（ソメイヨシノ）の古木があり枝枯れが激しく利用者に危険なため津久井治水センターと協議して早めに周辺自治会、湖畔商店街の皆さんの承諾を得て計画的に（年2本程度）植え替えを4年かけ実施しました。そして令和元年度で終了しお蔭で安心して来園者が利用できるようになりました。



ウ 植え替えの際比較的大きめの木を植樹したので今年も綺麗に咲きました。その他巨木はケヤキ、桂の木程度で他の植物に合わせて造園業者に委託して管理をしています。公園内全体的に過密にならずに整然と植樹されています。

エ 今後少ない緑地帯を有効利用し安全で安心して利用できるよう管理し来園者に喜んでいただくよう心掛けて参ります。

(3) 事故・不祥事等の緊急事態が発生した場合や安全管理の妨げとなりうる事案を認知した際の対応方針（対応方針には、利用者に外国人や障がい者、高齢者が含まれていた場合を含む）

ア 事故や災害発生時等の緊急時の体制及び初期対応

(ア) 相模湖観光協会では、園内に於ける事故や災害発生の未然防止に努め、日頃より公園職員・漕艇場職員への安全教育や安全点検を徹底します。

(イ) 万が一事故等が発生した場合には、日頃より実施されている訓練の成果を生かし、利用者並びに地域住民の安全確保の体制をとります。

(ウ) また、迅速適切な情報伝達、対策活動を実施いたします。そして、災害時に、日常から相模湖公園管理者（県企業庁、県津久井治水センター）や相模湖漕艇場管理者（県スポーツ課）との連絡を密にし、安全管理面での最新の情報を入手する体制を整えます。

(エ) 事故発生時の対応は、現場職員が現場を確認し、必要に応じてけが人の救護、応急手当、緊急車両（警察、消防車、救急車等）の要請を行うとともに、連絡体制に従い各関係機関に状況報告を行います。

(オ) 災害発生時の対応は、「関係機関やテレビ、ラジオ等からの情報把握」「利用者への園内放送等による情報伝達と避難誘導」、「怪我人の救護や緊急車両の要請」、「スタッフによる園内巡回、施設点検、危険個所の応急処置や立ち入り禁止処置等の実施」、「県津久井治水センターなどの関係機関への迅速な状況報告」に努め、二次災害の発生を防止します。

(カ) ローイング安全マニュアル（公益社団法人日本ボート協会）に沿って、対応をいたします。

イ 避難誘導、公園の利用制限等を考慮した連絡方式及び対応

(ア) 災害発生時に於いては、第一に現場責任者である公園長の指揮のもと、公園利用者の避難誘導に努めます。

(イ) 次に公園長は、災害発生の第一報を総括責任者及び県津久井治水センターに報告し指示を受けるとともに、詳細な状況を把握し、第二報として報告します。

(ウ) 被害を未然に防ぐため利用制限が必要な場合、公園長（現場責任者）の判断により、利用制限をする。この場合、総括責任者及び県津久井治水センターに遅滞なく報告する。

(エ) また気象情報で警戒情報が発令された場合は、園内を巡視するなどの情報を収集し、異常のある場合は、適切な対応をします。

(オ) 震度4以上の地震発生時には、すべての園内施設の状況を調査し、安全の確保に努めます。特に相模湖公園には地下駐車場があるため、地下駐車場からの避難誘導には重点をおいて取り組みます。

ウ 暴風大雪警報発令時の対策

(ア) 県の防災体制と連動するため、指揮命令系統に繋がりを持った体制とし、本公園の勤務時間および時間外の緊急時の責任者、スタッフの役割を明確にして

備えます。緊急連絡網を定めるとともに、日頃から電気設備、配水系等の施設点検に心がけ災害時に備えます。

- (イ) 「神奈川県立スポーツ施設災害対応マニュアル(神奈川県立相模湖漕艇場版)」の「5 地震(津波)発生時の対応」の(3) 職員の具体的な判断と対応により対応をします。
- (エ) 大雨、大雪、強風などの異常気象が想定される場合、事前に危険個所の点検を実施し必要な安全処置を講じます。
- (オ) 相模湖漕艇場は、「神奈川県立スポーツ施設災害対応マニュアル(神奈川県立相模湖漕艇場版)」、「救助マニュアル」及び「荒天時の対応手順」により対応します。
- (カ) 台風で、コースロープが切断されたので、職員のアイデアによりコースロープの設置方法の変更を行った。



神奈川県立相模湖漕艇場救助マニュアル

事故発生

通報

- 1 利用者及び同伴者より携帯電話又はトランシーバーにて通報、連絡。
- 2 湖畔遊船業者等より通報、連絡。
- 3 漕艇場職員の監視による確認。

事務室

★通報内容確認事項

- 1 発生場所(何メートル付近か?)。
- (事務職員) 2 状況(転覆・衝突・接触? 単独・複数? 転覆者の姿は確認できるか?)
- 3 通報者の(折り返し連絡)、電話番号を控える。

★指示伝達事項

- 1 発生場所の伝達。
- (事務職員より管理職員) 2 事務所と事故現場の交信機器所持の確認。【緊急用トランシーバー】
- 3 通報状況(容態)によりAEDおよび人工呼吸器を携行。

急行

事故現場

- (管理職員) 1 転覆者の容態確認 * 要救助状態の場合は事務所へ救急隊要請連絡を入れる
- 2 救助船へ救助・引き揚げ
- 3 様態によって現場へ転覆した艇等は放置し搬送を優先する。

- (事務職員) 1 現場より状況連絡に備えて待機。 * 救急隊要請 ⇒ 所轄消防署へ通報。
- 2 救助船が肉眼で確認できたら担架を船台へ運ぶ。
- 3 救急隊の進入路を確保する。

119 : 津久井消防署

搬送

- (管理職員) 4 搬送中に容態が悪化した場合は事務所へ救急隊要請連絡を入れる。
- 5 船内で不安定となるが、出来る限り心肺蘇生法及びAED措置を施す。

船台

- 1 負傷者を救助船より船台上の担架へ移す。
- 2 救急隊到着まで心肺蘇生法及びAED措置を施し続ける。
- 3 救急隊へ引き継ぐ
- 4 搬送先の病院の確認。

事後処理

- (事務職員) 1 負傷者の所属代表又は親族等へ連絡を取る。
- 2 関係機関へ速やかに連絡を取る。(休日等緊急報告・連絡体制参照)
- (管理職員) 1 事故発生場所の再確認及び負傷者の利用艇等を現状のまま回収・保管する。
- 2 事故発生時間・場所・対応等の詳細記録。

荒天時の対応手順
《連絡体制》



《気象予報の収集と連絡》

施設管理者は、気象庁の気象予報や相模ダム管理事務所から湖面の水位について情報収集を行い、撤去実施の要否を県スポーツ課及び県ボート協会へ連絡

撤去を行わなかった場合は、情報収集を継続

《ブイ等の撤去作業》

- ① 0m～2,000mのコースワイヤー、コースブイを撤去する。(一部アンカー等は除く)
- ② コース出入り区域のブイ、アンカーを撤去する。
- ③ 発艇、線審台等の台船を入り江に移動、係留する。
- ④ 船台4基、各モーターボート等を追加ロープに結束する。
- ⑤ 飛散物の撤去または固定する。

《その他》

管理運営棟、艇庫の各グレーチング周り清掃、排水口の詰まりの確認、除去。

《荒天後の対応》

- ① 荒天が治まりしだい、コースロープ、ブイ等の状況を確認し、県スポーツ課及び県ボート協会へ報告(被害があった場合は、書面にて報告)
- ② 復旧作業を実施(撤去作業前の状態へ復旧)

【相模湖漕艇場】

(4) ボート競技の危険性に鑑み、指定管理業務を行う際の事故防止等の安全確保に関する取組

ア 基本は、公営社団法人日本ボート協会の「ローイング安全マニュアル」に従って対応しますが、これまでに相模湖漕艇場で長年勤務した職員(勤続12年)及び練習経験のある職員が、「ローイング安全マニュアル」と相模湖の気象条件等併せて出艇等の判断を行います。

イ 指定管理業務開始までには、「相模湖漕艇場湖面利用安全マニュアル」を作成

し、相模湖での水面利用の安全を高めます。

ウ 職員には、セーフティーアドバイザー講習会(公営社団法人日本ボート協会主催)を受講させるのと、落水者の救助を行う為に「小型船舶操縦免許証」を取得させます。

エ 利用者(指導者)に対しては、相模湖漕艇場主催のセーフティーアドバイザー講習会を開催して、ローイングの安全を図ります。

オ 単身者での利用者及び救助艇(コーチ用)を付けない利用者には、連絡用トランシーバーを携帯(防水)させます。

※これまでの実績がある場合は、具体的に記載してください。

ア 現在、相模湖漕艇場を管理している4人の常勤職員全員が、「小型船舶操縦免許証」を所有していて、落水者(利用者)の救助等を行い、事故防止を図っています。

イ 冬季には、職員が水温を図り利用者(指導者)に知らせることで、事故発生を防いでいます。

ウ 平成24年度セーフティーアドバイザー講習会を1名受講しています。

エ 平成24・25年度にかけて、日本体育協会公認スポーツ指導者(ボート)を12名(相模湖漕艇場1名)が取得してボート教室等の安全を図っています。

提案書9「急病人及び新型コロナウイルス等への対応」

【共通】

(1) 急病人等が生じた場合の対応

- ・救急救命士等の配置、救命に関する職員研修等

ア 公園内・漕艇場内（湖面）で急病人やけが人が生じた場合、職員が現場を確認し必要に応じてけが人の救護、応急処置（心肺蘇生やAEDの利用など）をします。又救急車両（警察、消防車、救急車等）の要請を行うとともに、連絡体制に従い各関係機関へ状況報告を行います。

イ 特に本公園は高齢者の利用も多く（特に平日に）病人、けが人の発生する危険度が高い為日頃より全職員が冷静に急病人に対応できるよう定期的な教育、訓練を行って対応できるよう努力しています。



(2) 新型コロナウイルス等の感染症に対する対応方針

【相模湖公園】

ア 公園利用についての指導

(ア) 公園利用に当たっては新型コロナウイルス感染防止の為十分注意します。

特に利用のベンチ等では混んでいる時は利用しない。

（大声を出さない、少数でも密集密接は避ける）感染リスクが高くなるよう協力をお願いします。

- ・体調の悪い方は利用を控えて頂く。
- ・空いた時間や場所を利用し密集しないよう距離を取って頂く
- ・利用に当たってマスクの着用をお願いし、遊具等を利用した後は手洗い、うがいをして頂く

イ 公園に於いて新型コロナウイルス感染防止に向けた周知

(ア) 新型コロナウイルス感染防止を啓発するポスターや利用上の留意点を記載し注意喚起看板等を順次提示します。



県立相模湖公園

ウ 防止対策

(ア) 【M、A、S、K】の徹底

- ・M、適切なマスク着用（駐車場出入口看板、発券機場所等にて提示）



- ・ A、アルコール消毒（公園管理事務所、駐車場事務所、料金所、男女トイレに設置）
 - ・ S、アクリル板による遮へい（公園管理事務所、料金所）
 - ・ K、距離と換気（公園管理事務所、駐車場事務所、料金所）
- エ 公園管理事務所、駐車場事務所 に体温計を設置し職員の身体管理に努める。
- （ア）新型コロナウイルスは身近にあるという意識を持ち、一人一人が感染防止対策を徹底するよう指導します。
- オ 公園関連湖畔商店会との新型コロナウイルス感染防止対策の共有について
- （ア）新型コロナウイルス感染予防について、感染予防ポスターの提示、アルコール消毒、マスク着用（飲食時は除く）、多数での利用禁止、その他関連事項等実施していただくよう協力をお願いします。



カ 結果対応

公園利用者から新型コロナウイルス感染症に感染した旨の報告があった場合所管の土木管理事務所、及び都市公園課整備運営グループに速やかに連絡致します。

【相模湖漕艇場】

- ア 相模湖漕艇場の新型ウイルス感染症対策について
- （ア）現在、相模湖漕艇場では、新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る「施設利用取組マニュアル」「施設利用ガイドライン（職員業務用ガイドライン含む）」を策定して、情報収集、感染予防、利用制限などの対策を講じながら施設運営を実施しています。また、施設各所に看板やチラシの掲示を通じて、利用者に注意喚起を図っております。

※これまでの実績がある場合は、具体的に記載してください。

- ア 上記「新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る「施設利用取組マニュアル」「施設利用ガイドライン（職員業務用ガイドライン含む）」マニュアル・ガイドラインにより、
- （ア）施設利用者への周知につて
 - （イ）施設利用者側の対応につて
 - （ウ）施設管理者側の対応につて
 - a 感染拡大対策に必要とする物品につて
 - b 感染防止対策範囲につて
 - 管理運営棟・艇庫・その他（船台・公衆トイレ等）
 - c 施設利用の範囲につて
 - 通常利用時・イベント時・競技大会時
 - （エ）新型コロナウイルス感染症発症時連絡体制につて
 - 新型コロナウイルスの感染状況を注視しながら以上の対策を講じています。

提案書 10「災害への対応（事前、発生時）」

【共通】

(1) 異常気象（大雨、台風、熱中症アラート等）への対応方針（事前、初動、発生時、応急復旧時）

ア 平日（8時30分～17時15分）に警報等が発表された場合の対応方針

園内放送や掲示等による注意喚起及び、応急対策等を講じるとともに、危険時を避けパトロールした後、園内の被害状況を津久井治水センターへ報告します。

警報が時間外にも継続して発表されている場合には、時間外にも公園利用者が存在する可能性を考慮し、必要に応じて注意喚起等の措置を実施します。

イ 時間外及び休日に警報等が発表された場合の対応方針

翌開庁日の8時30分までに公園の被害及び応急対策の状況を津久井治水センターへ報告します。報告時には、主園路や施設及び、事故発生が予期される場所をパトロールするように努めますが、8時30分までにパトロールすることが現実的に不可能な場合には、把握している被害状況を津久井治水センターへ報告のうえ、公園全体のパトロール終了後、被害状況を津久井治水センターへ再度報告します。

ウ 異常気象等が発生した場合の対応方針

(ア) 災害発生時等の緊急時の体制及び初期対応

災害等が発生した場合、園長（不在時は参集した公園職員の中の上位者）現地の総括責任者とし、あらかじめ定められた役割や手順に従って速やかに対処します。

災害発生時の組織体制・連絡フロー



職員の役割分担

役割分担	役職	緊急事態発生時の初期対応
総括責任者	園長（不在時は、副園長）	情報収集、伝達、連絡体制等の総括し、県津久井治水センターや協会本部へ状況報告する
次席責任者	副園長（不在時は、公園管理主任等）	現場状況を把握し、随時、公園管理事務所に報告し、現場の指揮にあたる
パトロール係	公園管理職員、 駐車場運営職員	園内等のパトロールを実施し、被害状況を確認。必要に応じ被害箇所への応急処置を実施する
連絡係		通信手段等を確保し、災害情報収集や利用者に対する園内放送を実施する
支援係		避難した方への応急手当、県や市への支援活動を実施する

(イ) 夜間及び年末年始の対応

夜間は、警備員が通報への一次対応や応急処置などを行います。緊急事態が発生した場合には予め整備した緊急連絡網により、園長または副園長等が連絡を受け出勤します。年末年始には、夜間から警備員が園内巡視にあたり、年末年始当番表により園長、副園長が現場へ急行できる体制を取るとともに、本部職員も当番表に従い緊急時に備えます。

(ウ) 避難誘導、公園の利用制限等を考慮した連絡方法及び対応

避難誘導が必要な場合には、総括責任者の指揮監督のもと避難誘導にあたります。職員が分担して園内を巡回し、被害者の有無や被害状況の確認を行うと同時に避難を呼び掛けるほか、園内放送でも繰り返しアナウンスを行います。

被害が拡大する恐れのあるエリアについては、立て札や立入禁止のロープを貼るなどして利用制限を行い、二次災害を防ぐための対応を行います。

(エ) 暴風大雪警報をはじめとする気象警報等の発表時の対応

気象警報が発表された場合、必要に応じて園長が総括責任者として職員に参集を呼びかけ、対応にあたります。

利用者に対して園内放送などで警報が発表されたことを繰り返し周知するとともに、樹木の下など倒木や落雷の危険があるエリアについては速やかに利用を中止し、避難するよう促します。

a 大雨、大雪、暴風警報が発表された場合

危険が差し迫っている場合を除き、警備員と職員がパトロールを実施して園内の安全確認を行い、必要に応じてカラーコーンやバーなどで立入禁止の措置をとります。

b 雷注意報が発表された場合

速やかに園内放送及び館内放送にて利用者に知らせ、注意喚起を行います。

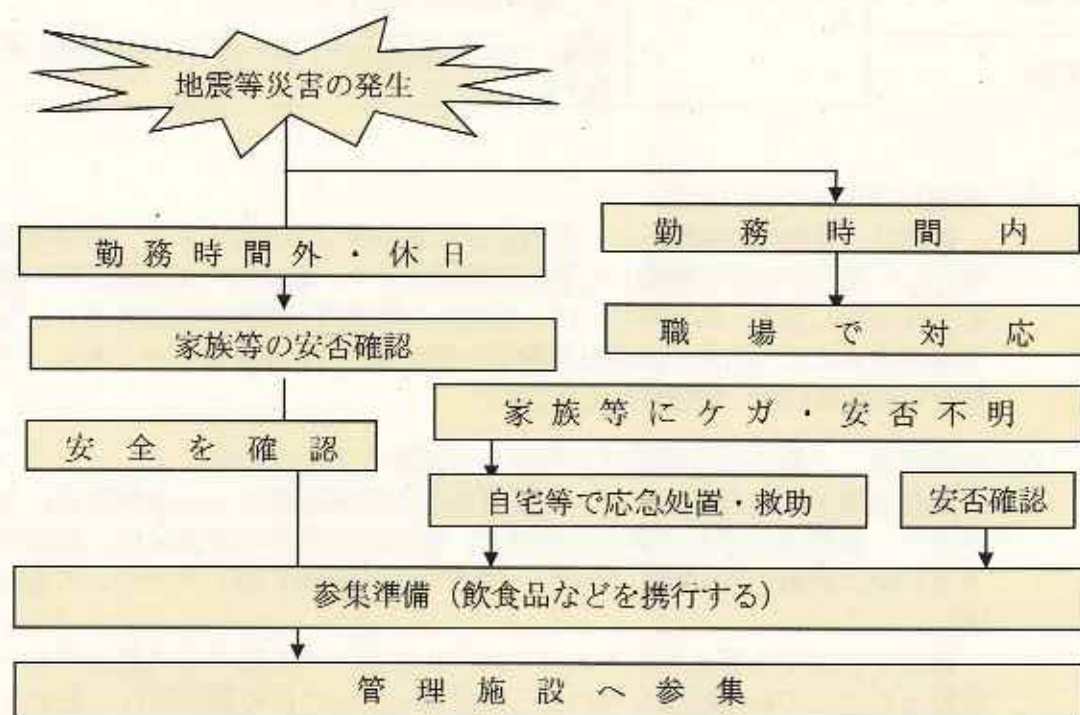
雷鳴が聞こえて来たら、屋外での利用中止を呼びかけ、建物内、地下駐車場など安全な場所への一時避難を促します。

C その他の異常気象等への対応

竜巻注意情報が発表された時や、県から光化学オキシダント緊急時措置情報が発令された時などは、園内放送により利用者に注意喚起を行います。

(2) 公園の「震災時対応の考え方」に示す初動体制等への対応

震災時の対応として、①利用者をいかに安全に避難誘導するか、②発生時の県や市への協力体制の発揮を重点に、県が作成した「震災時対応の考え方」及び上記指針に則り、地震の発生時間、震度に応じた下記の具体的対応を図ります。



ア 大規模地震発生時の参集体制と配備体制

(ア) 8時30分から17時15分に震度4の地震が発生場合

来園者への注意喚起を実施するとともに、園内パトロールによる被害状況の確認と安全措置等を実施し、被害の有無にかかわらずパトロール開始時刻と被害状況を県津久井治水センター（土日祝日の場合は担当者携帯電話）と観光協会本部へ報告します。

(イ) 市内で震度5弱以上もしくは県内で震度5強以上、大規模災害発生の場合

【勤務時間内発生時の対応】

・原則、当日勤務している全職員が以下の「配備体制」に基づき対応します。

【勤務時間外の参集体制】

・公園職員が近隣の住居であり TEL 連絡により参集します。

【配備体制】

・本公園に現地対策本部を設置。

- ・震災時の人員配置体制
- ・総括責任者として場長が対応にあたりますが、場長が参集するまでの間は次席責任者が総括責任者を担当します。



係名	主な業務
連絡係	情報の収集と報告
パトロール係	園内巡視、被害報告、利用者誘導、応急対策実施など
支援係	園内施設の点検、救援活動、物資の管理など

イ 警戒宣言発令時（東海地震予知情報）

東海地震に関わる「警戒宣言」が発令された場合には、上記の震度5弱以上の地震発生時における初動体制と同様の配備体制を確立します。

ウ 警戒宣言発令時の対応

- テレビ、インターネット、ラジオ等から情報を随時正確に入手し、的確な情報を利用者へ提供し冷静な対応を促します。
- 消防用設備等の点検、作動確認や非常用備品の確認を行います。
- 鉄道の運行休止や幹線道路の通行止め等により帰宅が困難な利用者に対しては、近隣施設の避難受入先案内や必要に応じて本公園施設の一部を開放する等の安全確保に努めます。

(3) 大規模災害発生時の公園の特性、立地状況等に応じた災害対応の考え方（地域との連携、防災訓練、災害発生時の協力等）

ア 地域との連携 【共通】

- 日頃より常に連携をしている自治会（湖畔自治会、月夜野自治会等）と一体になり対応する。（自治会については、共に防災会の組織が出来ている）また湖畔自治会のほとんどが相模湖観光協会員で、重責を担う役員の方が揃っている。
- 近隣の自治会は、色々な面でも何かと協力しながら共存して運営しています。
- 神奈川県、相模原市及び地元自治会等から要請があった場合、避難所等を開設する。開設する場合は、施設の安全性を確認した上で実施する。
- 相模湖漕艇場は、相模原市の「広域応援施設拠点」に位置付けられているので、開設時には施設管理者として運営に協力する。

イ 防災訓練

- 当公園では、年一度地下駐車場からの避難訓練を実施していきます。
- 年に一度地域で開催される防災訓練に、職員に参加するよう指導している。
- 相模原市消防署の協力をいただき防災訓練をしていきます。
- 相模湖漕艇場では、防災訓練等実施計画により年間2回の防災訓練を行います。

- ・第1回 9月
内容：地震避難訓練、職員による施設庁等訓練（机上訓練）、防災機材確認及び使用訓練

- ・第2回 10月
内容：火災避難訓練（利用者含む）
津久井消防署による消火訓練（利用者含む）

ウ 職員の教育

- (ア) 毎月実施の主任者会議で、公園長が指導した内容を現場職員に伝えます。
- (イ) 現在現場職員の中に地元消防団員3名が勤務しており、その職員が指導者になり他の職員への、事務、現場、と初歩的なことの研修をしています。
- (ウ) 今後、相模原市消防署の協力をいただき、より充実して災害、事故に対応できるよう教育します。

エ 災害対応物品の備蓄

- (ア) 平成25年度に防災倉庫を設置し、現在小型自家発電発動機、飲料水等が備蓄されております。今後、より多くの防災備品の充実を図ります。
- (イ) 帰宅困難者用に、災害備蓄品を備えます。

オ 災害発生時の協力等

- (ア) 災害発生時について一体化になることで、一つの命令系統でスムーズに対応が可能になります。また、園内の情報等も詳細に把握でき対応もより充実します。
- (イ) 大規模災害発生の場合、陸の孤島になる恐れがあるので、船を利用した災害援助が必要となります。小型船舶操縦免許証を持った職員の活動が大変重要で協力体制が整っています。

提案内容の実現の見込み【共通】

- ア 承知の通り当公園は、全体が平地で2.5ヘクタールと小規模公園で、ほとんどコンクリート等で出来ており災害には強い施設です、1番の課題は賑わい広場に立ち並んでいる、湖畔商店会及び相模湖漕艇場施設、皆老朽化した建物で特に大きな地震等の対応が心配です。今後この自治会と良く協力し合い進めていきたいと思えます。他については、東日本大震災の時の避難指導を教訓に進めます。
※対応可能です。
- イ NPO 法人神奈川県ボート協会が、実施する提案事項については、全て実施可能ですが、協力をいただく項目については、協力団体等をお願いをして実施致します。

【相模湖漕艇場】（相模湖漕艇場のみ記載）

- (4) 2km コースを維持するための異常気象への事前対策及び発生時対策の取組内容
当漕艇場は、立地特徴から台風時、ゲリラ豪雨などを想定し、対策を講じる必要があります。
このことから、水害防止に係る連絡体制、コースのブイ等撤去作業を別図のとおり定め、職員の長年の対応経験とノウハウを生かし被害を最小限に留めるものです。

荒天時の対応手順
《連絡体制》



《気象予報の収集と連絡》

施設管理者は、気象庁の気象予報や相模ダム管理事務所から湖面の水位について情報収集を行い、撤去実施の可否を県スポーツ課及び県ボート協会へ連絡

撤去を行わなかった場合は、情報収集を継続

《ブイ等の撤去作業》

- ① 0m～2,000mのコースワイヤー、コースブイを撤去する。(一部アンカー等は除く)
- ② コース出入り区域のブイ、アンカーを撤去する。
- ③ 発艇、線審台等の台船を入り江に移動、係留する。
- ④ 船台4基、各モーターボート等を追加ロープに結束する。
- ⑤ 飛散物の撤去または固定する。

《その他》

管理運営棟、艇庫の各グレーチング周り清掃、排水口の詰まりの確認、除去。

《荒天後の対応》

- ① 荒天が治まりしだい、コースロープ、ブイ等の状況を確認し、県スポーツ課及び県ボート協会へ報告(被害があった場合は、書面にて報告)
- ② 復旧作業を実施(撤去作業前の状態へ復旧)

※これまでの実績がある場合は、具体的に記載してください。

平成30年度の2kmコース整備後、令和元年度～2年度間コースの維持管理を実施している。また、3年度も事業計画に沿って実施するものです。

提案書 11 「地域と連携した魅力ある施設づくり」

【共通】

(1) 多様な主体（地域人材、自治会、関係機関）との連携、協力体制の構築等の取組内容

ア 湖畔沿いの一体的な公園の美しさを維持するため、相模湖観光協会のみならず地域自治会、遊船協同組合、魚族対策組合等と連携した地域ぐるみで湖畔地域一帯での清掃活動を実施するなど、地域の見本となるような相模湖公園の維持管理に努めます。

イ 相模湖観光協会とタイアップし相模湖遊船協同組合により、対岸の荒れ地に桜【ソメイヨシノ】の植樹をして将来に向けての観光資源化を図っている。

ウ 相模湖の早春を彩る最大の名物である、賑わい広場の桜が老木化（この地に植樹してから60年以上過ぎ）し、枝折れが激しく利用者に対して危険なため、湖畔商店街の方々の協力得て年次計画を立てて、同種の桜の植え替えを図ります。

エ 公共施設は、県民の者であり県民に支えられて成り立つ、と考えています。その認識を大切にし、施設の運営では、地域団体、ボート競技団体、企業を含め、市民との協働や市民参加を積極的に進めます。

オ 地域人材の活用

ボート教室参加者及び市民レガッタ運営委員・参加者がボート教室の講師（熟練者）や大会等の運営に協力をしていただきます。

カ 地域・関係機関

NPO 法人神奈川県ボート協会は、相模湖漕艇場の円滑な業務遂行の為に「神奈川県立相模湖漕艇場の水域等における運営委員会」を設立しました。

運営委員会構成団体

神奈川県企業庁相模川水系ダム管理事務所
相模湖遊船協同組合
相模湖魚族対策組合
神奈川県カヌー協会
(公財) 相模原市体育協会
相模原市教育局生涯学習部スポーツ課津久井地域班
(一社) 相模湖観光協会
(特非) 神奈川県ボート協会

(2) ボランティア団体等の育成・連携、協働の取組内容

ア 4月予定のやまなみ祭、10月予定のふれあい広場などは、地域（主として旧相模湖、津久井地域等）のあらゆる団体に参加呼びかけをしております。両イベントとも相模湖公園内すべてを利用したもので、相模湖やまなみ祭は、相模湖公園、相模湖交流センターと協力体制で行われ、メイン会場は当公園です。また、毎年8月1日実施の相模湖湖上祭花火大会でも前座で地域の団体が活躍をされます。どれも普段趣味等で練習しているものの発表の場を提供しており、今後も大いに活用していきたいと考えます。



イ 年二回（春、秋）実施の園内花植えでは、近隣の桂北小学校五年生、県立津久井養護学校と共に公園花壇への花植えをします。

花植えでは、観光協会、湖畔商店会、漕艇場職員等のボランティアの協力を得ながら実施しております。令和3年春藤野幼稚園も参加の予定で今後もこのような地域交流の為のイベントにしています。

又県立津久井養護学校、旧藤野地域くろみの里の生徒による体験学習としての場を提供して園内清掃も行っております。



ウ ボート競技は、特殊なスポーツであるため現在は、ボランティア団体との連携はないですが、ボート教室の開催にあたり、ボート愛好者・ボート愛好者グループ及びボート競技経験者と連携を図っています。このことから、それぞれの関係が構築されているので、目的に合わせて団体化を図り、ボート教室の講師及び市民レガッタなどの各種大会の運営に競技役員等して参画をいただいています。

(3) 周辺施設（他の公園、施設等）との交流・連携の内容

ア 県津久井治水センター所管の県立相模原公園、津久井湖城山公園とは連携をとり管理しています。特に県津久井治水センターの計らいで、園長、副園長対象に毎年3園視察を兼ねて、相互園内の補修箇所などの再点検を行い公園管理の向上を図っています。

イ 相模湖公園内最大イベント事業（特に相模湖湖上祭花火大会）の開催時に、相模湖交流センターも同時に記念公演を開催して盛り上げを図っています。

ウ 12月実施の相模湖イルミネーション時には、さがみ湖プレジャーフォレストでも相模湖イルミオンを実施して、協働により観光客にサービスを提供します。

エ 旧相模湖町内散策めぐりを JR 東日本と連携して、関東一円から参加者を募集します。コースの終点を相模湖公園とし相模湖の魅力の発信と観光客の増加を図ります。

オ 特に、相模原市経済課とは常に連携を持ち事業を推進しています。観光関係はもとより大きな事業（特にさがみ湖上祭花火大会等）には、当課職員がボランティ

- アとして参加協力をいただいている。
- カ 相模湖漕艇場におけるイベント情報や、他施設を含めた様々な情報を市民に提供することにより、市民サービスの向上を図ります。
- キ 相模原市の公民館（旧津久井郡地域）の体育委員会との連携で、ボート教室を開催します。
- ク ふるさと自然体験教室（相模原市ふじの体験の森やませみ）の事業活動と連携して、ボート教室を開催します。

(4) 一体的な管理における地元企業への業務委託等による迅速かつきめ細かいサービスの提供に向けた取組内容

- ア 一体的な管理により同種の点検（電気設備、消火設備等）の一括発注が可能になり経費の軽減が図れる。
- イ 年間を通して一番利用度の多い外トイレの管理（清掃、維持補修）について一体化での管理ができサービスの向上が図れる。
- ウ 施設管理、有資格者による法定点検が義務付けられている、電気設備保守点検、噴水施設保守点検、火災報知器、消火設備、誘導灯及び防排煙設備、非常電源の点検業務など、専門性の高い業務を一体化の中外部に委託します。
- エ 清掃管理、専門業者による定期清掃として、噴水池清掃、排水溝清掃、汚水、受水槽、などの法定清掃業務を一体化で県内近隣業者に委託します。
- オ 専門性の高い業務及び委託することにより効率性が向上する業務（コストの削減）などについては、それぞれ信頼のおける専門的な業者に業務委託を行います。
- カ 地域企業で対応可能業務については、相模湖地域を中心に相模原市内の業者に見積合わせ等で、業務委託を行う。



【相模湖漕艇場】

(5) 地域振興に関する取組

- ・集客促進や地域経済の活性化につながる企画、地域活性化に資する取組等
- ア 地域イベントへ実行委員として参加し、各種イベントを開催することで、地域商業
 - ・観光振興を図ります。
- イ 相模湖やまなみ祭
- ウ さがみ湖湖上祭
- エ さがみ湖やまなみイルミネーション
- オ さがみ湖野外パレエフェスティバル 2015
- カ 「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会」のカヌー・ボートの練習場及びキャンプ地の誘致をすることで、地域振興を図ります。
- キ 関東レベルの大会を積極的に誘致することで、地域振興(地域経済振興)を図ります。
- ク 関東高等学校選抜ボート大会を開催します。
(平成25年河口湖の代替開催)



ケ 世界ジュニア選手権大会日本代表関東地区選手選考会を開催出来るよう取り組みます。

※これまでの実績がある場合は、具体的に記載してください。

- ・相模湖やまなみ祭、さがみこ湖上祭
花火大会及びさがみ湖やまなみイル
ネーションの実行委員として参加し
ました。
- ・関東高等学校選抜ボート大会開催
(平成 23・25・26 年)
- ・第 68 回国体関東ブロック(平成
25 年)
- ・世界ジュニア選手権大会日本代表
関東地区選手選考会(平成 25 年)



3 団体の業務遂行能力

提案書 12「人的な能力、執行体制」

【共通】

- (1) 指定期間を通じて効果的・効率的に指定管理業務を行うための人員配置等の状況
- ・ 現地責任者の責務、役割及び経歴、主要職員の役割分担
 - ・ 県、県出先事務所、指定管理者本部、指定管理者現地との連絡体制及び、関係機関における効果的、効率的な情報共有の考え方と仕組み
- ア 就業条件（勤務時間、休日設定等）
（別紙：人員配置計画【相模湖公園】）
（別紙：人員配置計画【相模湖漕艇場】）
- イ 職務分担及び職務内容
- ウ （別紙：職務分担及び職務内容）
- エ 雇用関係（常勤・非常勤・アルバイト等）
（別紙：本部と現地の責任体制）
- オ 現地責任者の役割及び経歴
- （ア） 公園長の役割
- a 公園並びに漕艇場の管理運営業務及び緊急時対応、安全管理
 - b 神奈川県及び厚木土木事務所、津久井治水センターとの調整、報告業務
 - c 維持管理計画及び予算書の策定
 - d 給与、光熱光熱水費等及び業務委託などの支出
 - e 公園スタッフの指導
 - f 委託業者の指導監督
- （イ） 経歴
- 相模湖公園運営管理（施設管理、事務管理、観光協会役員）10年
- カ 現地の職員配置計画（組織図、勤務ローテーション）
（別紙：人員配置計画【相模湖公園】）
（別紙：人員配置計画【相模湖漕艇場】）
- キ 公園管理運営士、造園技能士、造園施工管理技士等公園の管理運営に係る有資格者の配置状況現時点では職員の中に有資格者はいません。ただし、長年携わった経験者で維持管理をしています。そして対応としては、高度な知識を必要とすることについては、植物管理を委託している業者の有資格者により必要に応じて対応しています。今後、有資格者を非常勤職員として採用して行きたいと考えています。
（別添資料：様式第3号 委託予定業務一覧表）
- ク 県、教育委員会、県出先事務所、指定管理者本部、指定管理者現地との連絡体制
（別紙：本部と現地の責任体制）

【共通】

- (2) 業務の一部を委託する場合の管理・指導体制の状況
- ア 日頃より県立都市公園管理マニュアル相模湖公園編及び県立相模湖公園管理マニュアルを基に、対応を会得し担当が立ち会い作業をしています。
- イ 基本的に公園長・副園長が指導教育し、不明な点があれば事前に専門家に指導を受け対応しています。
- ウ 他の職員が対応する場合事前に公園長・副園長より指導を行い実施しています。
- エ 特に注意点は作業中の事故の無いように配慮しています。（作業員はもとより、

十分安全対策をして、来園者・利用者の安全を第一に作業しています。)

オ 工程表を組む場合、比較的来園者・利用者の少ない平日にて実施するよう指導しています。

カ 施設等の点検については、毎月の点検を機械的に行うことなく、過去の点検結果を基に、緊急性の高いものについては、迅速に対応し改善を行い、大規模な修繕など計画的な改善が必要と思われるものについては、神奈川県に報告します。

(3) 指定期間を通じて安定して指定管理業務を行うための日々のOJTや研修等の人材育成体制や職員採用の状況、チームワーク保持や労働時間短縮の取組、職場のハラスメント対策など適切な労働環境の確保に係る取組状況

ア 相模湖公園は、地元住民や近隣住民のみならず、横浜や東京都心等の遠距離からの観光利用で訪れる公園です。観光客が訪れる公園は、より質の高い環境管理が求められます。その実現化のために適切な人材育成を進めていきます。

イ 管理運営を統括する人材は、人事管理や総務的な業務もこなしつつ自らも管理運営の業務の一部を担っていく必要があります。

ウ 一般事務については、年を増すごとに事務も多様化され、小規模公園にも関わらず多くの業務を必要とします。(数年前までは事務のほか作業も兼務でできたが)専門性を必要とします。

エ 漕艇場と事務一体化の中で充実したいと考えています。

オ 職員の資質の向上を図ります。当公園の利用者は、色々なタイプの方々があります。

(ア) 目的をもってくるお客

(イ) 偶然通りすがりによってくれるお客

(ウ) トイレ利用だけのお客

カ お客様はそれぞれ異なります。しかし、相模湖公園に来たことに対しては、皆同じお客様に変わりありません。「いらっしやいませ、から、気を付けてお帰りください」と心をこめて対応します。どの方々も皆この貴重な時間をこの公園で過ごすわけです。そこで皆さんが心より楽しんで帰られますよう課題等を共有し解決策を検討いたします。



キ 職員の資質向上の方策については、定期的に主任者会議を開き意見の交換や情報、問題等を共有し合い次のステップとします。

ク 公園の管理運営に携わる職員の資質の向上について、職員一人ひとりが、自主的に資質の向上に努めることはもちろんですが、それだけでは井の中の蛙になってしまい、結果的にはよくありません。そこで他の先進地施設の見学を行いより一層の資質の向上に努めます。



ケ 相模湖漕艇場の職員採用状況は、一般公募を基本として健康第一の地元優先で関係資格を取得している方等採用しています。

コ 常勤職員(事務1名)の採用については、これまでの職歴及び知識・経験が豊富な人材を採用します。また、利用者の専門的な要求や質問にも対応できる人材を予定しています。常勤職員(技能1名)の採

用にあたっては、経験・技術・資格を必要とするため、現在雇用している1名を引き続き採用する予定です。

サ 非常勤職員（4名）の採用については、施設近隣に公募し、必要人員を確保する予定です。

シ 漕艇場の運営、管理に必要な資格の取得や、研修を職員に受講させます。

常勤職員及び技能職員の資格として、採用時に小型船舶操縦士免許証（2級）取得していて、漕艇場内管理・運営だけに限らずモーターボートの操縦もできるようにします。

ス 緊急の救助等にも対処可能となるよう普通救命講習の受講や、人材育成のための研修会等への積極的な参加によって、人事管理体制を整え、幅広いサービスを提供していきます。

（職員採用の状況）

《選考方法》

公募し、運営・管理上に必要な技能・資格を有する人員を確保します。

《選考基準》

経験・技能資格を有する優秀な人材を選考します。

《採用数》

【相模湖公園】

常勤職員(事務) (2名)

非常勤職員 (8名)

【相模湖漕艇場】

常勤職員(事務) (1名)

常勤職員(技能) (1名)

非常勤職員(技能補助) (4名)

提案書 13「財政的な能力」

【共通】

- (1) 安定した指定管理業務の実施を判断する指標としての団体等の経営状況、団体等の事業の継続性・安定性の度合い、団体等の事業の信頼性の度合い
(特にアピールするポイントがあれば記載してください。)

【相模湖公園】

相模湖観光協会は、昭和 23 年創立以来 73 年間安定した経営を続けてまいりました。

直近 4 か年の財務状況につきましては、貸借対照表における正味財産の部においては、平成 30 年 3 月 31 日現在 16,801,520 円、令和 3 年 3 月 31 日現在 24,372,460 円を計上し、4 期間において 7,570,940 円の正味財産の増加を計上しております。

令和 3 年 3 月末現在の正味財産比率は 86.02%と高く、負債の部においては未払金・預り金の計 3,960,178 円のみを計上であり、借入金は無く健全経営となっております。

事業収支においては、収入の 99%は公園管理事業収入および駐車場事業収入で、過去 4 期安定した収入を計上し、支出においては、駐車場・公園経費の管理を徹底し、順調に当期利益を計上しております。令和 2 年 3 月期においてはコロナウイルス蔓延の影響から駐車場収入の落ち込みが影響し、434,984 円の損失を計上しましたが一時的損失であり、令和 3 年 3 月期においては、3,092,305 円の当期利益を計上し、上記貸借対照表の説明の通り令和 3 年 3 月末時点において、24,372,460 円の正味財産を計上していることから財政的な能力は高く、今後も安定した経営を継続できるものと思料しております。

【相模湖漕艇場】

県ボート協会は、平成 18 年創設以来 15 年間安定した経営を続けてまいりました。

直近 3 期の財務状況につきましては、貸借対照表の令和 3 年 3 月末、正味財産残高は 5,66,2,071 円であり、平成 31 年 3 月末比 409,931 円増加しております。負債残高は 0 円であり正味財産比率は 100%と健全経営となっております。

事業収支については、3 か年の平均収入は 28,293 千円、3 か年の経常費用は 28,105 千円であり 3 か年合計で 563 千円の収益を計上しております。

平成 31 年度につきましては、管理費の支出増加により当期損失を 110,985 円計上しておりますが、コロナウイルスの影響による一時的な支出増加によるものであり、上記の通り 3 か年の収支状況は安定しております。今後も安定した収支計画により、財政の健全性を保つことは可能と判断いたします。

提案書 14「コンプライアンス、社会貢献」

【共通】

- (1) 指定管理業務を実施するために必要な団体等の企業倫理・諸規程の整備、施設設備の維持管理に関する法規や労働関係法規などの法令遵守の徹底に向けた取組の状況(労働条件審査の実施予定など施設職員に係る労働条件の確認の有無を含む)
- ア 協会役員及び職員は、事業活動のグローバル化に対応し国内外の法令やルールを遵守し人権を含む各種規範、それぞれの地域の文化を尊重するとともに高い倫理観を持って行動します。
- イ 協会役員及び職員は、安全で社会的有用な物、サービスを開発提供するという事でお客様の満足と信頼を獲得します。
- ウ 協会役員及び職員等は、個人情報、機密情報をはじめとする各種情報を適正に管理します。
- エ 協会役員及び職員等は、個人の多様性、人格、個性を尊重するとともに、安全で働きやすい環境を確保し、ゆとりと豊かさを実現します。
- オ 協会役員及び職員等は、社会インフラを担う企業グループの一員として、かつ地域の一員として、積極的に社会に貢献します。
- カ コンプライアンスマニュアル等を作成し法令を遵守し、社会的規範・倫理を尊重する為に必要なコンプライアンスの管理手順及び行動原則を遵守します。
- キ 倫理規範は社会人として誠実かつ適切な行動を行うための指針、又行動規範は、通常業務の中で具体的にとるべき行動の基準を示したものです。コンプライアンスの重要性を理解し、法令遵守の意識を高める為の研修を実施します。
- ク 会長は、本項目に反するような事態が発生したときは自ら問題解決に当たり、原因究明、再発防止に努めます。
- ケ 関係法令や条例等の規定を遵守するのは、最低限のレベルであるので NPO 法人 神奈川県ボート協会は協会の定款・マニュアル・企業倫理・社会貢献の遵守をします。
- コ コンプライアンスの原点である「公正・適切な企業活動を通じ社会貢献を行う」思想に基づき、相模湖漕艇場のブランドを高めます。
- サ 職場研修や職場ミーティング時に、全スタッフに周知と確認をする。
- シ 地域で行われる研修等に積極的に参加をする。
- (2) 指定管理業務を行う際の環境への配慮の状況
- ア 主に健康で働きやすい環境づくりに重点を置き来園者へのサービスを提供する。それに向けての資質の向上を図る。
- (ア) 多様な人材をはぐくむために職員一人ひとりの多様なアイデアを生かす仕組みを提供し、多様な働き方を支援する施策を展開します。
- a 先進地を視察し少しでも当公園に役立つものを模索する。(年2回)
- b 造園分野に精通した人材の育成を進めます。
- c 観光客のみでなく地元住民に対しても同様に質の高い接遇を行えるよう教育の充実を進めます。
- d 初めて相模湖を訪れた人々に相模湖の文化、観光レクリエーション情報、ハイキング情報、漕艇の基礎知識、公園の植物や湖の魚、野鳥などに関するガイド教育の推進
- (イ) 福利厚生の実施
職員の健康管理のため健康診断推進

イ 施設管理運営に対する環境への配慮

(ア) 周辺管理については、当観光協会が主となり湖岸のごみの除去（基本的には湖面管理者である、県企業庁が実施すべきであるが、予算の関係等で動かないため観光協会、遊船協同組合、漕艇場でごみ

拾いを行っている。大きなごみ（流木等）はまとめて2か月から3か月に1回処分している。また、園内については朝夕2回ごみ拾いをします。その他パトロールの際にも日につくごみを拾っています。

(イ) 駐車場内については、常時ごみ拾いをしています。また、地下駐車場に於いては月1回水洗いもしくはワックスがけをして清潔にしています。そして常に換気扇にて排気をして環境に配慮しています。

(ウ) トイレ管理については、週3回専門職による清掃、その他は作業員が朝と夕方の2回清掃しています。しかしながら特に大便器の汚れがひどいため、計画的に男女大便器の洋式化にした結果、利用者に大変好評です。また、特に利用者の多い女子トイレのタイルの張り替えをし、より清潔感を与えています。

ウ 湖畔環境を活かした利用者の促進を図る維持管理

湖畔公園としての美しい景観づくりに配慮した、植物の育成管理、湖畔公園としての美しい景観を創り出している。緑鮮やかな芝生公園や、四季の変化を織りなす樹木については、刈込時期や樹木特性等に配慮した適正な維持管理を行います。また、公園に彩りのある景観を創るため、四季折々の草花に重点を於いた管理を行います。

エ 親水空間の安全性を高める管理

(ア) 公園内にある漕艇場管理と連携し、湖畔公園としての親水性と安全性を高めるために、親水護岸やボートスロープからの転落防止と周辺施設の点検及び維持管理を徹底し水辺の安全性向上に努めます。

(エ) 水辺の広場岸部に救助用浮き輪を設置します。

(オ) 相模湖は、県民の水ガメとしての機能を有する水源地域であるため、森林の保全や水質の浄化等、多年にわたり県を中心に関係者により推進されて参りました。こうした中、漕艇場を管理するに当り省エネや環境美化、景観に配慮しながらの取組みを行います。具体的には、低公害・低燃費船外機の使用や低公害オイルの使用などに努め、コース工作物も安全に配慮し、周辺の景観を損なわないよう気遣い、「神奈川の水ガメ」として環境を汚すことのないよう管理、運営を担ってまいります。湖面管理は、公園協会、企業庁などと共に、湖岸に漂着する流木やごみの定期的な回収・処分を行い、湖の浄化・美化に協力していきます。

(3) 障がい者雇用促進法の法定雇用率の達成状況等、障がい者雇用促進の考え方と実績

ア 法定雇用率の達成状況、未達成の場合の今後の対応



(ア) 障害者雇用状況（令和2年6月1日現在）※1

(相模湖観光協会)

法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数 (A)	うち常用雇用障害者数 (B)	実雇用率 (B) / (A) × 100	不足数 (A) × 法定雇用率※2 - (B)
10	0		

(神奈川県ボート協会)

法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数 (A)	うち常用雇用障害者数 (B)	実雇用率 (B) / (A) × 100	不足数 (A) × 法定雇用率※2 - (B)
4	0		

※1 「障害者の雇用の促進等に関する法律」(以下、障害者雇用促進法という。)に基づき、厚生労働省に報告している令和2年6月1日現在の障害者雇用状況を記載してください。報告義務のない法人については、(A)、(B)を記載してください。

算定方法については、厚生労働省に報告する障害者雇用状況報告書の記載要領を確認してください。

※2 法定雇用率については厚生労働省のH1Pを参照してください。

(参考) 国のガイドライン(画面下の方)

https://www.mhlw.go.jp/slf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/shougaiisha/04.html

(イ) 未達成の場合の今後の対応

障がい者雇用の方向で検討しています。

(ウ) 障害者雇用促進法に基づく国(公共職業安定所長)からの障害者雇入れ計画作成命令の有無

有(計画作成命令を受けた後の対応について:)

無(相模湖観光協会、神奈川県ボート協会とも無)

イ 障がい者雇用促進の考え方と実績

(ア) 全ての国民が障害の有無に関わらず、個人として尊重されること、すべての国民が障がい者の有無によって分け隔てられることなく相互の人格と個性を尊重し合いながら強制する社会を実現しようというノーマライゼーションの理念があります、そして職業生活においても障がい者は経済活動を構成する労働者の一員として本人の意思と能力を発揮して働くことの出来る機会を確保されることです。

(イ) 相模湖観光協会に於いて障がい者の雇用について促進の方向で考えています、しかしながら現在は当公園での雇用はありませんが、前回一名の雇用をしていましたが病気にて退職しました、その後応募者がありません今後適任者がいれば採用する方向で考えています。

(ウ) NPO法人神奈川県ボート協会は、障がい者雇用については、相模湖漕艇場の職務の分析

・再整理を行い、仕事を生み出します。今回のアルバイト募集時に該当者がおりましたら、採用をしたいと思います。

(エ) NPO法人神奈川県ボート協会、相模湖観光協会と一体申請でありますので、一体的に考えての採用も検討します。

提案書 14「コンプライアンス、社会貢献」

【共通】

(4) 障がい者差別解消法に基づく合理的配慮など、「ともに生きる社会かながわ憲章」の主旨を踏まえた取組

「障がいのある人もない人もお互いに人間性を尊重し、認め合いながら共に生きること」を基本に「不当な差別取り扱いの禁止」合理的配慮の提供をふまえた中進めています。

ア 関係法令の遵守について

「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律」「神奈川県における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」「ともに生きる社会かながわ憲章」などの関係法令やガイドラインを遵守し、障がい者が施設利用するに当たって差別することなく適切に対応します

イ 合理的配慮

現在雇用面に於いての対象者はございませんが雇用の際社会生活をするうえで直面する事物、制度、慣行、観念などの障壁（バリアフリー）を取り除き障がいを持たない人と同じことが出来るように障がい者が対応を求めた場合、負担が重すぎない範囲で対応いたします。

(ア) 過度な負担でないこと

(イ) 就労の場合は合理的配慮を実施しつつ経過をモニタリングし当該障がい者と定期的に内容を評価し可能であれば変更や改善を加えながら合理的配慮を提供し続けていきます。

【相模湖公園】

ア 取組状況

近隣障がい者施設として旧相模湖町には県立やまゆり園、雇用施設県立相模湖交流センター（レストラン）、やまのべ館（作業所）、マーブリングハウス（作業所）、姫リンゴ（パン販売店）等との施設とも交流をしています。

(ア) 当公園を散歩がてら日常的に利用する。

(イ) 有料日に於いても優遇して利用されます。

(ウ) イベント時に於いて優遇します。

(エ) イベント時に於いて各障がい者施設で作成商品の販売場所を提供します。

(オ) 障がい者作業場での商品を購入し利用する。

(カ) 飲食店については観光協会員及び職員が利用します。

(キ) 園内掲示場所にてかながわ憲章ピラ掲示しています。

(ク) 公園案内所で神奈川憲章パンフレットの配布をしています。

今後は積極的に幅広く多くの方々に来園して利用していただくよう協力します。

障がい者の社会への参加を防げるあらゆる壁、いかなる偏見や差別をなくすよう努力します。そしてこのかながわ憲章の実現に向けて、総ぐるみで取り組んでいきます。

【相模湖漕艇場】

ア 施設利用についての環境整備につて

車いす、障がい者用トイレ、車いす対応スロープ、エレベーターの車いす対応ボタンなどの設置をしています。

イ コミュニケーションについて

- (ア) 利用者の立場に立って対応します。
- (イ) 耳が不自由な方への筆談の対応をします。
- (ウ) 障がいの有無に関わらず、困っている人には進んで声をかけます。
- (エ) 理解できるように、丁寧な案内を心がけます。

ウ 今後の取組について

「ともに生きる社会かながわ憲章」などのチラシを利用者向けに掲示及び配布します。

(5) 神奈川県手話言語条例への対応（団体等の取組について）

両施設は誰でも利用できる施設として、障がい者に対する偏見をなくし、障がい者と健常者が相互にその人格と個性を尊重しながら共生できるような環境づくりを目指します。

ア 平成18年12月国際連合に於いて障がい者の権利に関する条例が採択され、文化的所産である手話に対する理解の促進が期待されています。

イ 日本では手話が言語であることを明らかにしたが、まだまだ手話に対する理解が浸透していない状態です。手話に対する理解を深め少しでも普及したいと思います。

ウ 当公園の利用者は県民利用だけでなく観光相模湖と一体なので広くは全国各地から訪れます現時点では手話に於いての対応はございませんが、今後対象者に対してサービス対応が出来るよう勉強していきます。そして神奈川県の手話推進計画に準じて進めてまいります。

エ 手話団体との連携

手話が必要な団体の利用申し込みがあった場合は、ボランティア団体の支援をいただきながら適切な対応を心がけます。

オ 筆談に実施

両施設の受付に筆談機を設置し、耳マークを提示することにより耳の不自由な方に対する筆談を実施します。

(6) 社会貢献活動等、CSRの考え方と実績、SDGs（持続可能な開発目標 目標3（保健）、4（教育）、9（イノベーション）、11（都市）、15（陸上資源））への取組

ア 社会的責任を果たし社会の持続的可能な発展に貢献していきます

イ 経済的、法的責任を果たすことはもとより、さらに来客者の要請に答えるよう協会として、文化技術の発展や環境保全に寄与していきます。

ウ 協会でのCSR活動が、社会の要望や期待に答えているか、その活動が的確に実施されているか、お客様との対話を通して常に見直していきます。

エ 事業活動に対する説明責任を果たすため、積極的に情報開示を進め、透明性を高めます。

オ 施設内への外国語（主に英語）表示施設内の受付、トイレ等の主要設備に、外国語の表示をしました。

カ 学校等との連携について湖畔沿いにある公園の美しさを維持するために、大勢の団体やボランティアの方々が関わっています。特に地元（保育園、幼稚園、小学校、中学校、養護学校等）の多くの方々の協力を得ながら進めていきます。



キ 翻訳ソフトの導入

受付に翻訳機を設置して外国人の方とのコミュニケーションをスムーズに行なえるようにします。

- 市立桂北小学校五年生、県立津久井養護学校小学部 年2回園内花植え及び管理
- 市立相模湖こども園、与瀬保育園、千木良保育園、内郷保育園七夕飾り
- 県立津久井養護学校 年2回園内清掃
- 与瀬少年団 年1回園内清掃
- 藤野くるみの里学園 年1回園内清掃
- イベント時には、相模湖商工会青年部、同婦人部をはじめとする多数の団体との連携をとっていきます。



カ NPO 法人神奈川県ボート協会の設立目的である「スポーツの振興を図る活動」を実施します。

キ NPO 法人神奈川県ボート協会は、高齢者福祉政策に貢献するために相模湖漕艇場の外トイレ清掃について、相模原市シルバー人材センターを活用します。

ク 相模原市内の中学校とふるさと自然体験教室（相模原市ふじの体験の森やませみ）を通じて活動の連携を図ります。（ボート教室の開催）



提案書 15「事故・不祥事への対応、個人情報保護」

【共通】

- (1) 募集開始の日から起算して過去3年間の重大な事故または不祥事の有無ならびに重大な事故等があった場合の対応状況及び再発防止策構築状況

※ 相模湖観光協会及び神奈川県ボート協会に於いては無し

- (2) 個人情報保護についての方針・体制、職員に対する教育・研修体制及び個人情報の取扱いの状況

高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることを鑑み、個人情報の適正な取り扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定めます。

国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであること、その他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することとあります。

ア 方針

- (ア) 個人に関する情報は原則非公開とし、事前同意を得ている場合等に公開できる事としています。

イ 要配慮個人情報

- (ア) 人種・民族的・種族的出身や世系
(イ) 信条・思想・信仰
(ウ) 病歴及びこれに準ずるもの
(エ) 社会的身分・本人の意思によらないもの
(オ) 犯罪の経歴及びこれに準ずるもの

ウ 要配慮個人情報の取得制限（本人の同意）

- (ア) 人の生命・身体財産保護に必要で同意取得が困難
(イ) 公衆衛生・児童の健全育成に特に必要で同意取得が困難
(ウ) 国等に協力する場合で本人同意が事遂行に支障を及ぼす恐れ
(エ) 本人、国、自治体等の特定の物によって公開されている場合

エ 職員に対する教育

- (ア) 県及び関係機関による、個人情報保護関係研修に積極的に公園長及び副園長が参加してその資料を基に職員に周知する、ただし職員には基礎的な内容なもの。
(イ) 個人情報管理については公園長が施錠して管理しています。

【相模湖漕艇場】

【NPO 法人神奈川県ボート協会のプライバシーポリシー】

NPO 法人神奈川県ボート協会は、個人情報の保護に対する社会的要請を十分認識し、個人情報の適切な取扱いを推進していくことが、公共性を有する NPO 法人神奈川県ボート協会としての重大な社会的責務であると考えます。NPO 法人神奈川県ボート協会はこのような責務を十分に果たしてゆくとともに、安心・安全な事業、サービスを提供し、会員・関係者などに信頼される協会であり続けるため、以下の基本的な方針に従い、個人情報の保護に努めます。

- 1) 個人情報の保護に関する法令等の規定に従い、法令遵守の徹底に努める。
- 2) 個人情報の利用目的を明確に定め、その目的達成に必要な範囲内で取り扱う。
- 3) 個人情報の適正な管理に係る責任者を配置し、責任、権限を明確に定め管理、監督する。
- 4) 個人情報を扱う業務の従事者に対し、必要な研修等を実施し適切な監督を行う。
- 5) 取扱う個人情報内容
大会申込書記載内容、氏名、住所、電話番号、メールアドレス、金融機関口座名等
- 6) 個人情報へのアクセス管理、持出制限、外部からの不正アクセス防止等適切な措置を講じ、漏えい、滅失、き損の防止に努める。
- 7) 情報開示・訂正の請求は書面による申出により行う。また、個人情報保護法の規定に基づき、生命、財産、その他の利益を害する恐れがある場合は、対象となる個人情報の全部または一部を開示しない場合がある。
- 8) 開示・訂正の申出にあたっては、対象となる個人情報の本人又はその代理人であることが確認できる書面を必要とする。
- 9) NPO 法人神奈川県ボート協会は、個人情報のみならず法人その他の団体の関係者についての情報についても等しく厳正、適正に取扱う。

ア 【NPO 法人神奈川県ボート協会のプライバシーポリシー】に従い、副場長を責任者として統括管理を行い、全職員による体制づくりをいたします。上記に示した内容を遵守しながら、文書化できるものについて整理、保管し、適正管理を図り、その際、知り得た情報については第三者に遺漏、若しくは自己の利益のために使用することがないように十分配慮し管理、運営にあたります。また、コンピュータの使用及び電子媒体は漕艇場内を原則とし、情報の持出しを禁止し、処理する情報もウイルスや外部から侵入に注意した使用に努めます。集積された個人情報については十分に把握し、共通認識のもと、情報ベースを施錠できるキャビネット等に保管し、その開閉を記録する管理簿を備えます。

イ (1)、(2) について場長がその都度注意を促し、内容を励行させ、必要に応じた調整会議などの開催、課題に対処します。早急な連絡事項等については、引継ぎ連絡ノートを常備し、交代勤務でも支障がないような連絡体制を励行し、情報を共有化し、利用者の安全保持と適正な運営に当たります。また、研修会等があれば積極的に参加し、資質の向上に努めます。

提案書 16「これまでの実績」

- (1) 相模湖公園及び相模湖漕艇場と類似の業務を行う施設等での管理実績の状況
平成27年4月より令和2年3月までの7年間神奈川県より県立相模湖公園指定管理を受ける。

ア 相模湖公園管理実績

(ア) 平成27年度維持補修関係

- a 園内設置発電機、回転モニュメント塗装工事
- b 園内石畳破損箇所補修工事
- c 地下駐車場入り口タイル張替工事
- d 噴水施設周辺しだれ桜植樹工事
- e 噴水施設排水路舗装工事



(イ) 平成28年度維持補修関係

- a 古木桜（ソメイヨシノ）植替え工事
- b 商店街ベンチ（12カ所）補修工事
- c 園内紅梅植樹
- d 噴水施設周辺しだれ桜植樹工事
- e 園内石畳破損箇所補修工事
- f 園内舗装クラック箇所補修工事
- g 賑わい広場内記念樹（相模湖シダレザクラ）植樹



(ウ) 平成29年度維持保守関係

- a 展望台回り石畳凹凸補修工事
- b パーゴラ北側階段補修工事
- c 花壇上止め用丸太杭設置工事
- d 艇庫前スロープコンクリート舗装工事
- e 駐車場出入り口反射板設置工事
- f 古木桜（ソメイヨシノ）植替え工事
- g 駐車場進入路縁石切り下げ工事
- h 地下駐車場床面クラック工事



(エ) 平成30年度維持保守関係

- a 艇の広場敷石補修工事
- b パーゴラ屋根張替工事
- c 地下駐車場入り口擁壁補修工事
- d 危険箇所柵設置工事
- e 古木桜（ソメイヨシノ）植替え工事
- f トイレ給水管補修工事
- g 地下駐車場床面クラック工事



(オ) 令和元年度維持保守関係

- a 水辺の広場タイル補修工事

- b 古木桜(ソメイヨシノ)植替え工事
- c もみじ植樹
- d 受水槽ポンプ交換工事
- e 木製ベンチ設置
- f 地下電気設備配線溝ポンプ交換工事
- g 園内案内表示板設置工事



(カ) 令和2年度維持保守関係

- a パーゴラ東側階段補修工事
- b 艇の広場舗装補修工事
- c 地下駐車場南側出入りロタイル補修工事
- d 地下駐車場西側側出入りロタイル補修工事
- e 木製ベンチ設置
- f 園内大時計設置工事
- g モミジ植栽
- h 賑わい広場インターロッキング補修工事



相模湖公園利用者数(単位:人)

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
利用者数	177,640	172,795	177,449	174,789	163,342

モニタリング結果

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
評価	A	A	A	A	A

イ 相模湖漕艇場の実績

- (ア) NPO 法人神奈川県ボート協会は、相模湖漕艇場を平成21年4月1日から令和3年3月31日までの12年間指定管理を行っております。
- (イ) NPO 法人神奈川県ボート協会が実施した事業は以下のとおりです。
 - a 神奈川レガッタ(第45回から第55回 ※第56回は、新型コロナウイルス感染症予防対策で中止「以下、コロナ予防対策で中止」という)
 - b 神奈川県高校総体(平成21年度から令和元年度 ※令和2年度は、コロナ予防対策で中止)
 - c ボート教室(平成23年度から令和元年度 ※令和2年度は、コロナ予防対策で中止)
 - d チャレンジレガッタ(平成23年度から令和2年度)
 - e 国民体育大会県予選(第64回から第74回 ※第75回は、コロナ予防対策で中止)
 - f 相模原市民レガッタ(相模湖カップ)委託事業(第14回から第24回 ※第25回は、コロナ予防対策で中止)
 - g 神奈川県高校新人大会(平成21年度～令和2年度)



- h 相模湖レガッタ（第54回から第63回 ※第64回は、コロナ予防対策で中止）
- i 関東高校選抜ボート大会（平成23年度・平成25年度・平成26年度・平成29年度）
- j 第68回国民体育大会関東ブロック大会（※第75回は、コロナ予防対策で中止）
- k エイト搬入（平成21年度4艇導入 ※現在2艇貸出可）
- l 船台補修（平成24年度から平成29年度 ※平成30年度に神奈川県で船台4基更新）
- m コース認定取得（平成24年度C級1000m、令和元年度B級2000m）
- n トイレの洋式化2基（平成25年度 ※現在は、県の整備により公衆用トイレを除き洋式化されている）
- o 船外機の更新2基（平成29年度）
- p 世界ボートジュニア選手権大会カナダボートチームテストキャンプ運営業務委託事業（令和元年度）

(ウ) NPO 法人神奈川県ボート協会(相模湖漕艇場)に対する県のモニタリング結果

(総合的な評価から)

モニタリング結果

年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
評 価	S	S	S	A	A

(2) 県又は他の自治体における指定取消しの有無
相模湖観光協会及び神奈川県ボート協会に於いては無し

